

鹿 島 市 障 害 者 基 本 計 画  
(改訂版)

平成 2 1 年度～平成 3 2 年度  
(2009 年度～2020 年度)

平成 3 1 年 3 月

鹿 島 市

鹿島市では、原則として人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律・条例等の用語または医学等の専門用語、公共機関などの正式名称は「障害」と漢字で表記しています。

## はじめに

本市の障がい者数の状況は、平成 29 年度末の身体障害者の手帳所持者数 1,857 名、知的障害者の療育手帳所持者 350 名、精神障害者保健福祉手帳の所持者 146 名となっており、全体としては徐々に増える傾向にあります。

障がい者の福祉に関する制度は、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行以来、大きく変化しました。その後、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されるなど、毎年のように基準や運用の面において変更が 있습니다。

また、サービスの提供面においては、障害者自立支援法施行後、市内でも徐々に施設や事業所が増えていますが、サービスの種類によっては不足している現状であるため、安定した障害福祉サービスを提供するまでには、もうしばらくの期間が必要な状況です。

この計画は、本市の障がい者施策について、総合的・体系的にとりまとめたものであり、総合計画や地域福祉計画等に基づき、今後の国・県の動向や市内のサービスの需給状況の予測を踏まえて策定したものです。計画期間は平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間としていましたが、計画最終年度となる平成 30 年度に見直しを行い、計画期間を 2 年間延長して、平成 32 年度までの計画といたしました。

計画の見直しにあたっては、基本理念である「障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」を継続しながらも、障害者差別解消や自殺防止対策などの新たな施策を加え、近年の障がい者を取り巻く環境の変化にも対応した内容としております。

今後も本計画のもと、杵藤地区自立支援協議会や障害者関係機関や団体、事業者等と連携し、障がいのある人の社会参加の促進と障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを目指して計画を推進していきたいと考えておりますので、市民並びに関係者の皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、この計画の見直しにあたり、ご協力いただきました関係機関、社会福祉施設、障害者団体の皆様、そしてこの計画の見直しにご参画いただきました「鹿島市障害者基本計画等策定委員会」の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

鹿島市長 樋口 久俊



# 目 次

---

I	計画の概要	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
II	障がいのある人の現状	4
1	本市における人口の推移	4
2	障害者手帳所持者数	5
III	計画の基本的な考え方	9
1	基本理念	9
2	基本目標	10
	(1) 啓発・広報の充実	10
	(2) 保健・医療の充実	10
	(3) 療育・教育体制の充実	10
	(4) 雇用・就労の促進	11
	(5) 生活支援サービスの充実	11
	(6) 生活環境の整備・充実	11
	(7) スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進	11
	(8) 計画の推進	12
IV	障がい者施策の展開	13
1	啓発・広報の充実	13
	(1) 啓発活動の充実	13
	(2) 福祉教育の推進	15
	(3) 体験交流の促進	16
	(4) 地域福祉の推進	17
2	保健・医療の充実	18
	(1) 乳幼児期の保健・療育の充実	18
	(2) 医療・医学的なりハビリテーションの充実	19
	(3) 心と体の健康づくりの推進	21
3	療育・教育体制の充実	23
	(1) 特別支援教育体制の充実	23
	(2) 特別支援教育の推進	24
	(3) 就学前保育・教育等の充実	25
4	雇用・就労の促進	27
	(1) 一般就労の促進	27
	(2) 行政組織における障がい者雇用対策の強化	31
	(3) 福祉的就労の充実	32
5	生活支援サービスの充実	33
	(1) 障害福祉サービスの充実	33
	(2) 相談支援体制の充実	34

(3) コミュニケーション支援の促進	36
(4) 権利擁護の推進	38
6 生活環境の整備・充実	40
(1) 障がいのある人にやさしい公共空間の確保	40
(2) 移動手段の確保	42
(3) 住宅環境の整備	45
(4) 生活安全の確保	48
7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進	51
(1) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	51
(2) 生涯学習の推進	53
(3) 障がい者団体の活性化	54
(4) 社会活動への参画の促進	54
V 計画の推進	56
1 計画の推進のために	56
2 推進体制の整備	57
資料編	58
1 アンケートからみる、障がい者施策の優先度評価	58
2 用語集	64
3 障害者基本法（抜粋）	68
4 障害者総合支援法（抜粋）	69
5 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	71
6 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿	72
7 鹿島市障害者基本計画策定委員会開催経過	73

---

# I 計画の概要

---

## 1 計画の趣旨

平成18年4月に障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として「障害者自立支援法」が施行されました。その後、制度の大幅な見直しが行われ、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

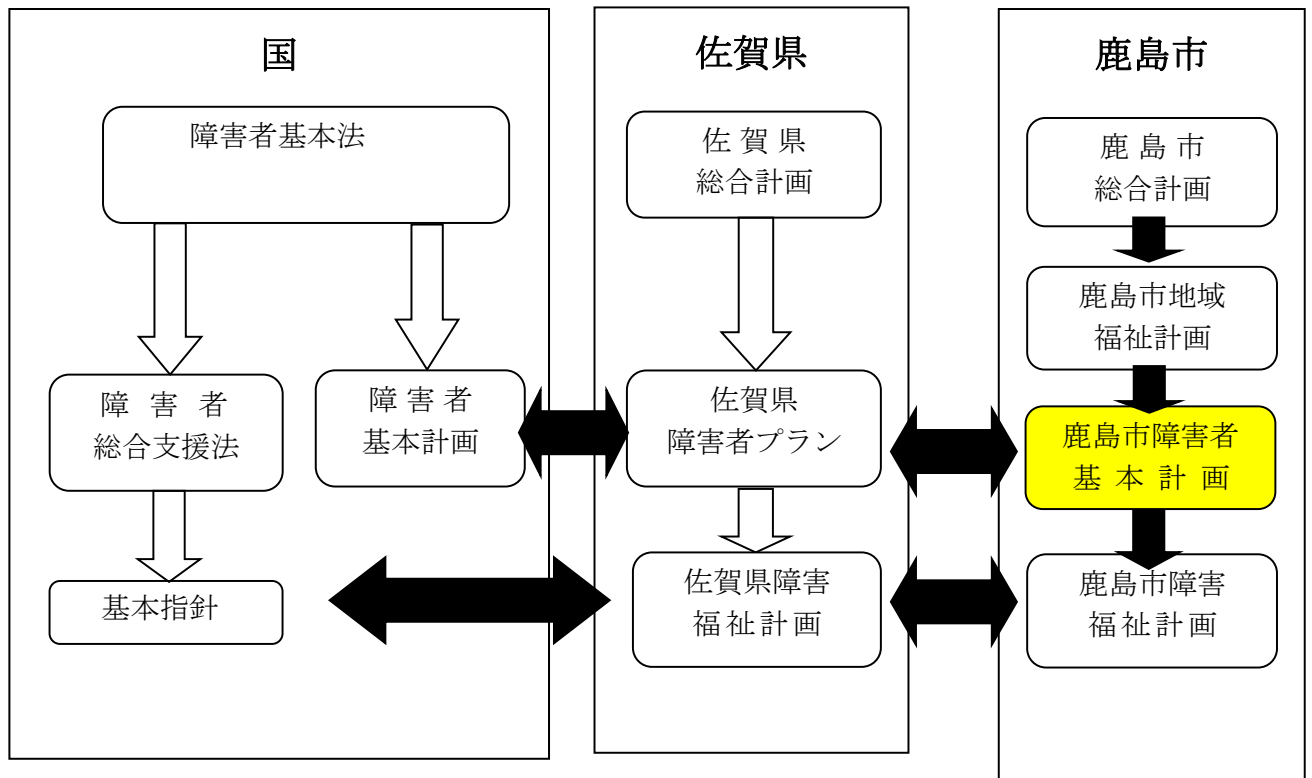
さらに、平成28年6月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、新たなサービスの創設など更なる障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的とした見直しが行われてきました。

そのほかにも、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など障がいのある人の権利擁護のための制度整備が図られ、社会においても障がいのある人の権利に関する意識が少しずつ高まりつつあります。

こうした中で、本市は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とした「鹿島市障害者基本計画」を策定したところですが、計画の見直しに当たっては、以上のような国や県の障がい者施策や社会的な変化を踏まえ、それに沿った基本的な方針を定めるとともに、施策について総合的・体系的にとりまとめを行い、障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができる社会の実現に向けて取り組みます。

## 2 計画の性格

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者のための計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。なお、障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、他の保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定しました。



### 3 計画の期間

鹿島市障害者基本計画の計画期間は、平成21年度～30年度としていましたが、計画の改訂に伴い、計画期間を平成21年度～平成32年度とします。

平成33年度以降の第2次計画からは、鹿島市障害福祉計画の期間を考慮して、鹿島市障害者基本計画の期間を6年間とします。

2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38
障害者基本計画 (2年間延長) (H21～H32)			第2次障害者基本計画 (H33～H38)					
第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		



## 4 計画の策定体制

事務局によって各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に策定委員会に提出するための見直しを行い計画案を作成しました。策定委員会は保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。なお、計画変更にあたっては、障がいのある人の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者等を対象にアンケート調査を実施しました。

(調査の対象)

身体障害者手帳所持者	65歳未満	無作為抽出（総数の約3割）
	65歳以上	無作為抽出（50人）
療育手帳所持者	無作為抽出（総数の約3割）	
精神障害者保健福祉手帳所持者		

(調査の方法) 郵送による配付、回収。

(調査の期間) 平成30年8月1日（水）～平成30年8月20日（月）まで。

(回収結果)

	発送数	回収数	回収率
合計	300 通	154 通	51.3 %
身体障害者	190 通	94 通	49.5 %
知的障害者	80 通	40 通	50.0 %
精神障害者	30 通	12 通	40.0 %
不明		8 通	

## II 障がいのある人の現状

### 1 本市における人口の推移

人口推移 (単位：人)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年
総人口	33,969	33,065	31,630	30,484	29,833
男	16,047	15,553	14,864	14,415	14,071
女	17,922	17,512	16,766	16,069	15,762
世帯数	10,063	10,382	10,583	10,638	10,651
人口増減	—	△904	△1,435	△1,146	△651

各年 4 月 1 日現在 (外国人を除く)

資料：住民基本台帳

## 2 障害者手帳所持者数

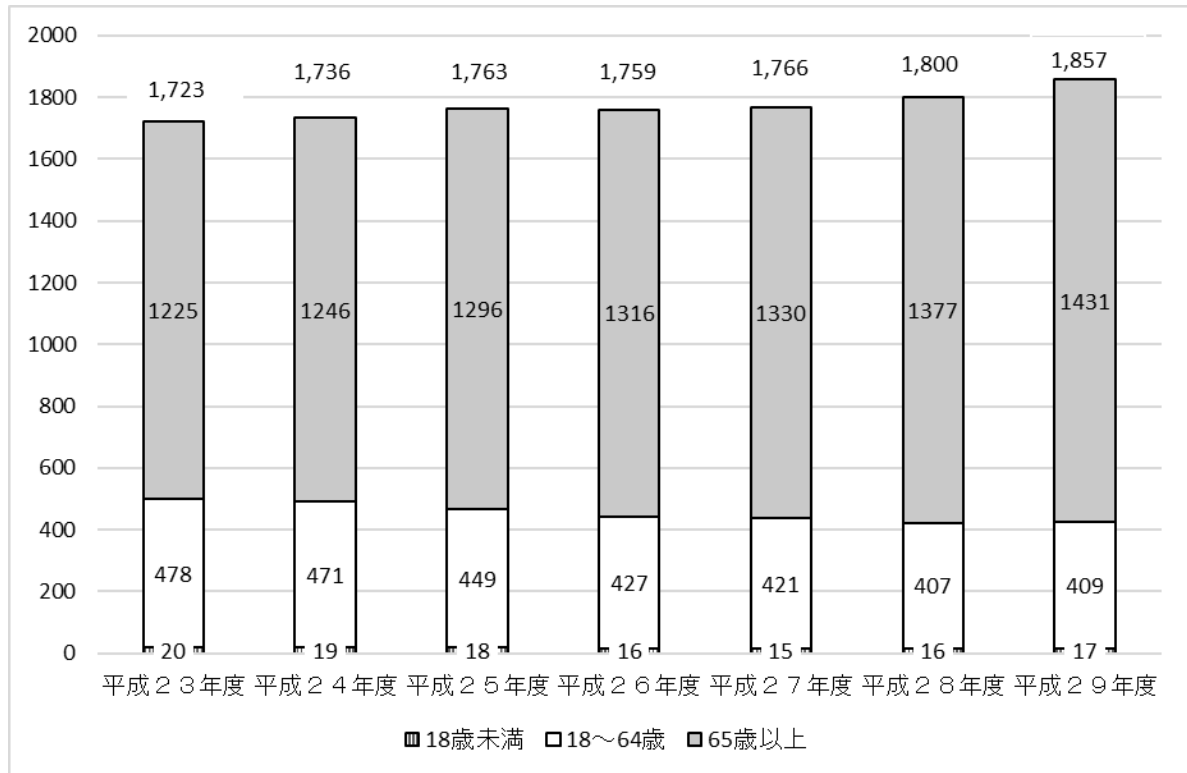
(単位：人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	33	29	5	3	11	8	89
	合計	33	29	5	3	11	8	89
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	1	2
	18歳以上	4	25	9	28	4	46	116
	合計	4	25	9	28	4	46	116
音声・言語障害	18歳未満	0	0	0	0	-	-	0
	18歳以上	6	5	7	7	-	-	25
	合計	6	5	7	7	-	-	25
肢体不自由	18歳未満	3	0	2	0	2	0	7
	18歳以上	95	151	132	312	213	71	974
	合計	139	205	127	220	177	72	940
内部障害	18歳未満	6	0	2	0	-	-	8
	18歳以上	308	13	183	132	-	-	636
	合計	314	13	185	132	-	-	644
合計	18歳未満	9	0	4	1	2	1	17
	18歳以上	446	223	336	482	228	125	1840
	合計	455	223	340	483	230	126	1857

平成30年3月末現在

資料：鹿島市

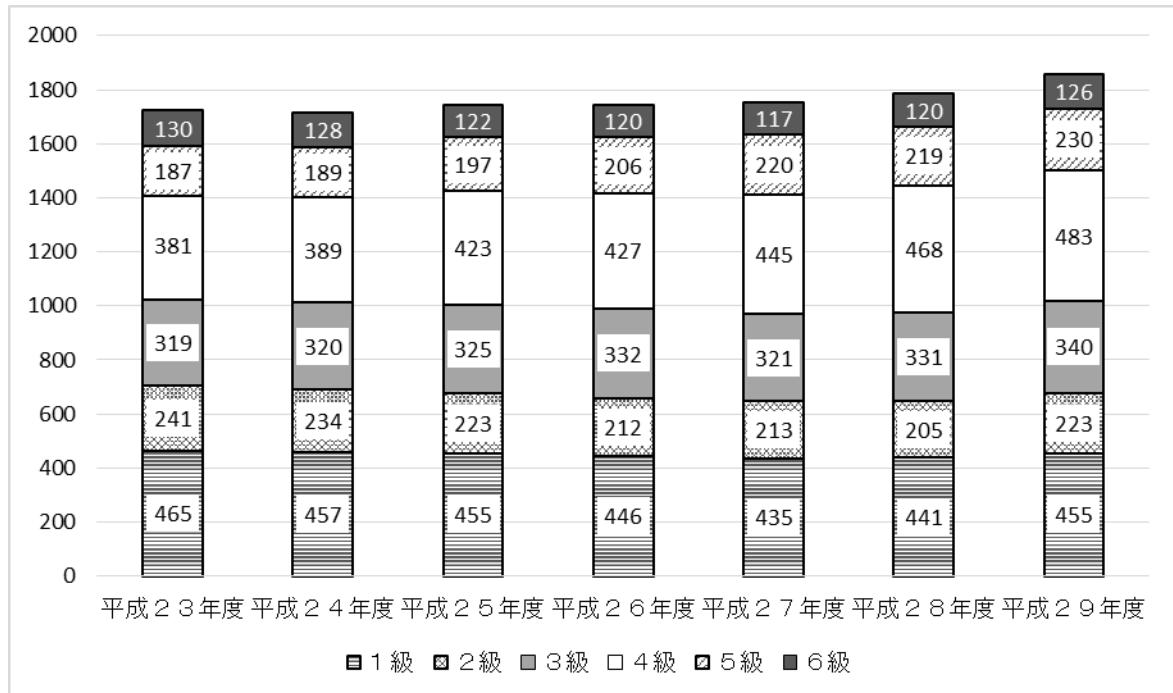
身体障害者数の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

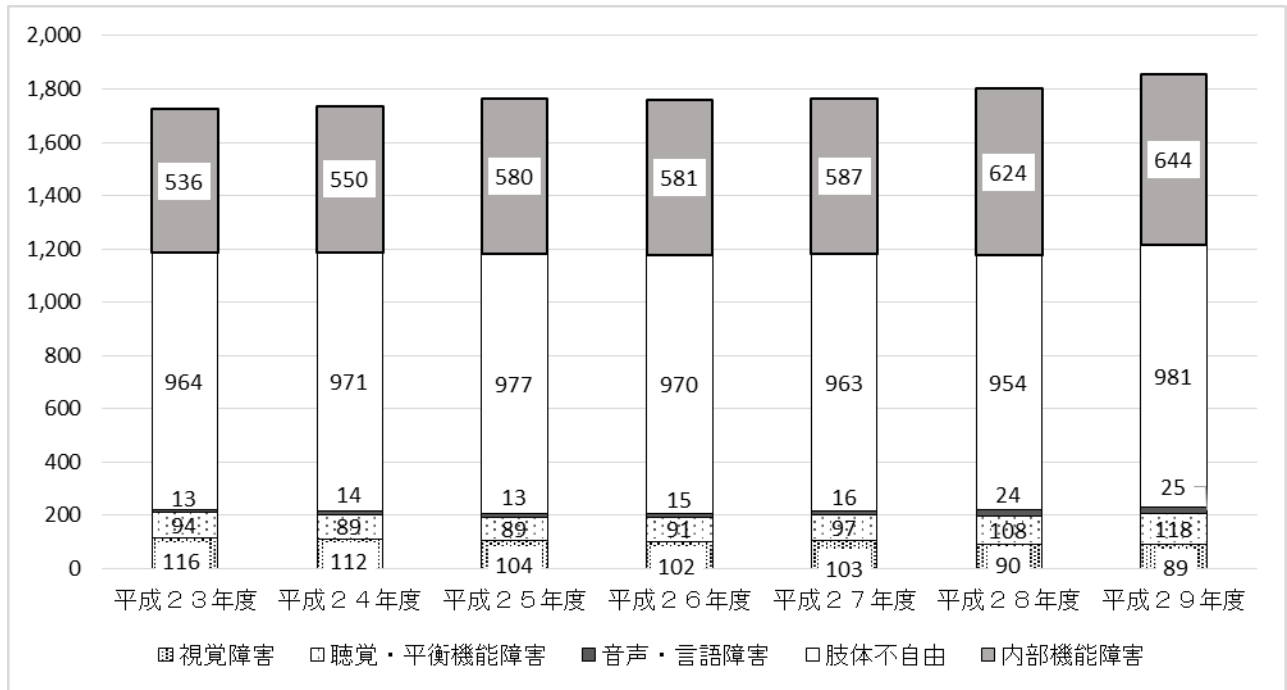
身体障害者数の級別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

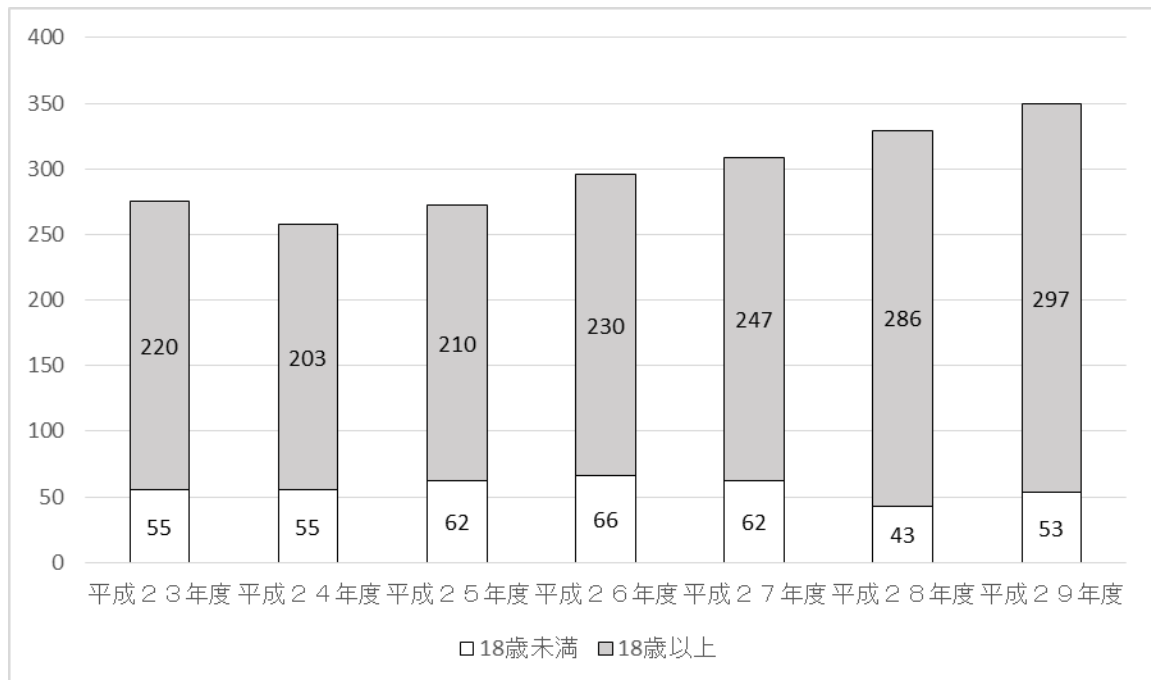
身体障害者数の障害種別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

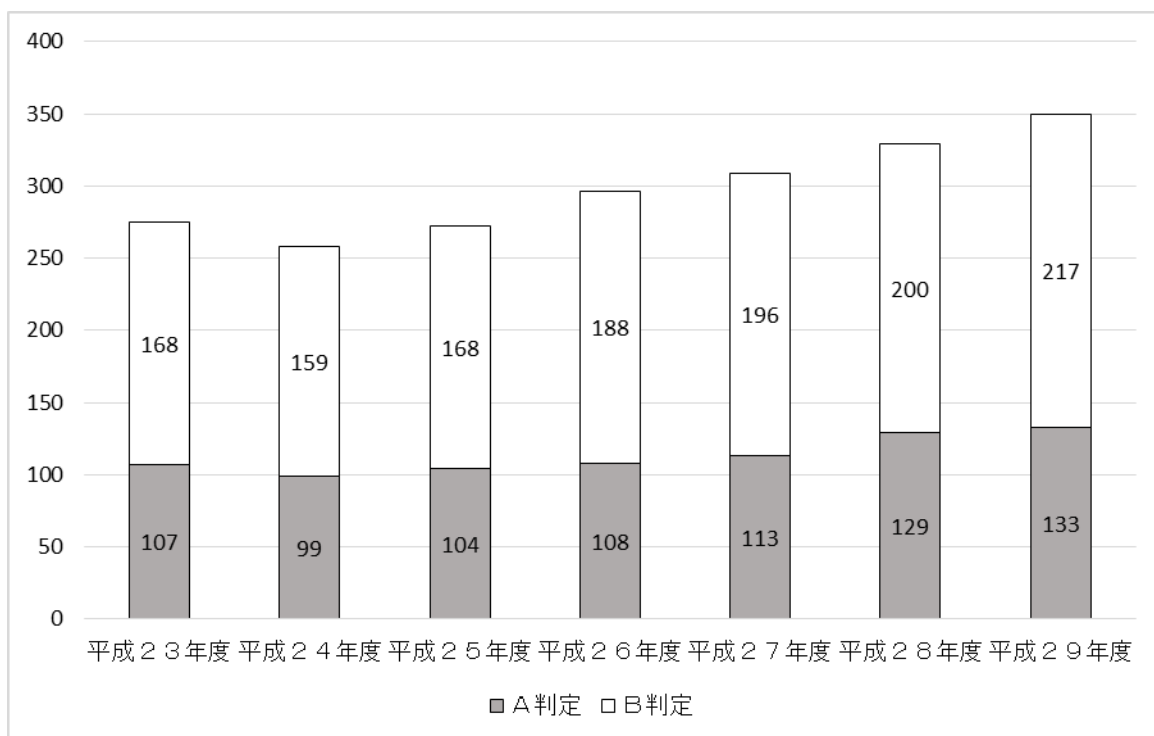
療育手帳所持者数の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

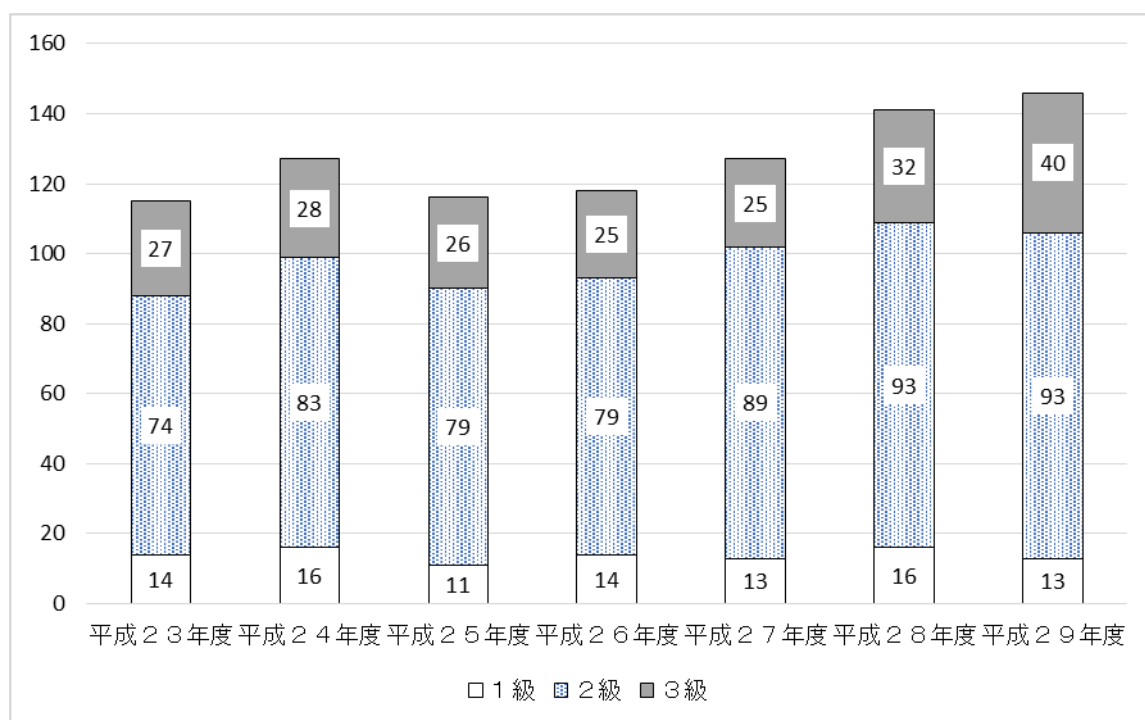
### 療育手帳判定別の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

### 精神障害者数の級別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

---

## Ⅲ 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

障がいのある人が  
暮らしやすいまちづくり

本計画は、平成16年3月策定の「鹿島市障害者プラン」で掲げられた「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会、すなわち障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指します。

このような社会を実現していくためには、障がいの有無や年齢・性別に関わらず「すべての人が、その人らしく誇りを持って生きることのできる権利」が保障される必要があります。一人でも多くの地域住民の地域社会への積極的な参加を促しながら、地域の結びつきを深め「尊厳を持って共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」を進めます。

(ソーシャル・インクルージョン)

ソーシャル・インクルージョンとは、イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、基調とされている理念です。具体的には、貧困者、失業者、ホームレスなど誰も排除されない、誰も差別されない社会を目指すものです。

## 2 基本目標

### (1) 啓発・広報の充実

障がいについての正しい知識を広め、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育やさまざまな機会を通じて広報・啓発活動の充実に努めます。また、意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護に努めるとともに、ユニバーサル・デザインの視点から、企画や設計を行い、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進します。さらに、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの社会づくりを進めます。

### (2) 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見、早期療育、早期治療体制の充実に努めます。また、関係機関と密接に連携をとりながら、障がいのある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションなどの適切な提供に努めます。

### (3) 療育・教育体制の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めます。また、障がいのある児童生徒やその家族、学校に対する相談・支援体制の充実に努め、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。さらに、学校と家庭での豊かな生活を図るため、福祉、教育等関係機関が連携し適切な支援に努めます。



## **(4) 雇用・就労の促進**

関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

## **(5) 生活支援サービスの充実**

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に図るため、身近なところで相談が受けられ、サービス利用に結びつけられるよう、相談支援体制とケアマネジメント体制の充実に図ります。また、障がいのある人の自立と社会活動を促進するための基盤として、居宅サービスと施設支援サービスをきめ細かく必要なときに必要なサービスが提供できるよう、提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

## **(6) 生活環境の整備・充実**

障がいのある人はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう人にやさしいまちづくりを進めるとともに、障がいの特性に配慮した住環境、社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手手段を確保し、障がいのある人の社会活動を促進します。

また、障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実に図ります。

## **(7) スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進**

多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりは、地域で暮らす障がいのある人の大きな願いです。

聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、障がいのある人の社会活動・自立を促進するとともに、障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に図ります。

## (8) 計画の推進

障がいのある人への各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、必要に応じて障がいのある人との意見交換や意見聴取の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいについての正しい理解をさらに深めるための広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

---

## IV 障がい者施策の展開

---

### 1 啓発・広報の充実

障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間としてお互いを尊重し、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等をとおして障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

#### (1) 啓発活動の充実

##### <現状と課題>

「障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるか」との問いに対し、「よくある」又は「時々ある」と回答した人の割合は身体障害者が19.1%、知的障害者が35.0%、精神障害者が58.3%でした。このように、差別を受けたり、いやな思いをしたりしている方がいます。

本市では、市の広報紙、啓発用ポスター等各種広報媒体等を通じ幅広い啓発・広報活動を行っていますが、今後も、様々な広報媒体や行事等をとおして啓発・広報活動を継続的に粘り強く行い、障がいのある人について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

## 〈具体的施策〉

### 1. 障がいのある人に関する広報の充実

広報かしま（声の広報）、ホームページ、マスメディア等を活用し、障がい者福祉についての関心や理解の向上を図ります。

### 2. 団体等が実施する活動に対する支援

社会福祉協議会などの関係機関・団体が行う啓発広報活動や各種イベントに関する広報や実施支援を行います。

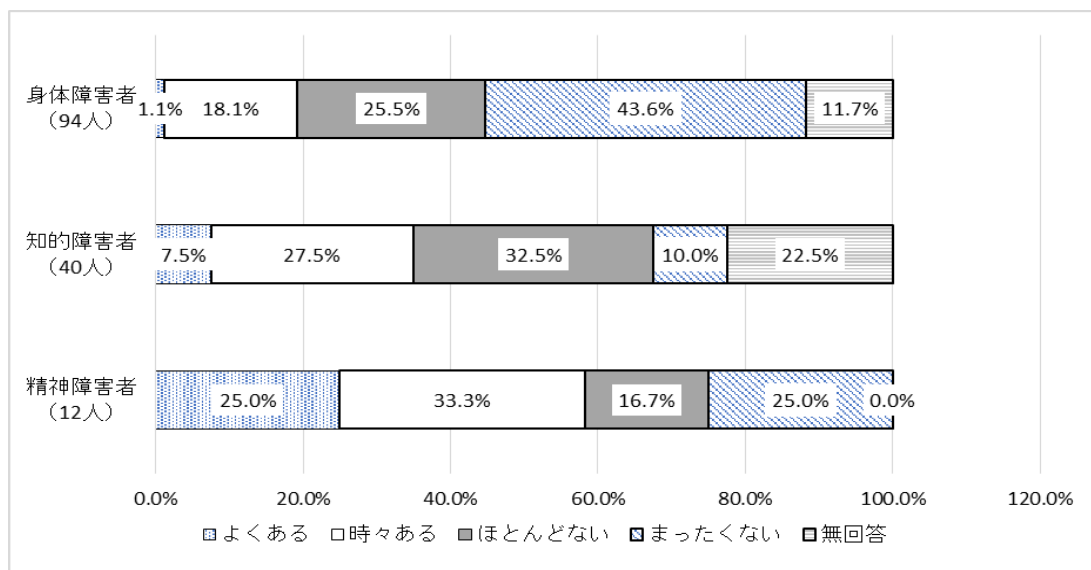
### 3. 障がい者週間の PR 啓発事業

「障がい者週間（12月3～9日）」と「障がい者雇用支援月間（9月1～30日）」等を積極的に広報し、障がいと障がいのある人に対する市民の意識の向上を目指し啓発に努めます。

### 4. 精神障害、内部障害、発達障害等のある人に対する理解の促進

精神障害、内部障害、発達障害等のある人に対しての地域の理解を浸透するため、福祉教育や啓発活動、またヘルプマーク・ヘルプカードの配布・啓発に県と連携して取り組みます。

○障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるか



資料：アンケート調査結果

※グラフ中の%表示の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で100.0%にならないことがあります。（以下同じ）

## (2) 福祉教育の推進

### 〈現状と課題〉

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

本市では、平成8年3月に「鹿島市福祉教育に関する条例」を制定し、全小中学校で各教科や総合的な学習の時間、特別活動等に福祉に関する学習を位置づけ、学校教育全体の中で、積極的に福祉教育に取り組んでいます。

たとえば障がい者・高齢者疑似体験セットの活用、施設や地域の高齢者や障がい者との交流などその活動は多岐にわたっています。

成果としては、活動が地域の方々との交流行事として定着、ボランティア精神の高揚、子どもたちの自分自身の存在価値の再確認など一定の成果が上がっています。一方、問題点としては実施に向けての受け入れ先との調整及び学校における時間調整の難しさが挙げられています。

障がいのある人に対するノーマライゼーションの理念を浸透させるため、福祉教育の取組みを今後も継続的に実施していく必要があります。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 学校や幼稚園、保育所（園）での福祉教育の推進

幼稚園、保育所（園）などの各種行事や全小中学校で各教科や総合的な学習の時間にクロスさせて学校教育全体の中で取り組む「福祉教育」を通じて、障がいのある人がかかえる社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深め、生涯にわたる福祉の心を醸成します。

#### 2. 学校等における交流機会の拡大

小中学校の運動会や文化祭などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒や障がいのある人との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。

また、各地区の運動会やお祭り等のイベントへの障がいのある人の参加や、各障がい者施設のお祭り等のイベントへの地域住民の参加を促進するために、積極的にPR等の支援を行います。

### 3. 地域における福祉教育の推進

生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象とした、障がい者福祉について学習する機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関や障がい者団体等による障がい者福祉関連の公開講座等の実施と利用促進を図ります。

### 4. 福祉教育カリキュラムづくりへの積極的な支援

各小中学校が福祉教育のカリキュラムづくりを行う場合に、福祉の観点に立った様々な学習・体験的活動が取り入れられるよう、助言・支援を行います。また福祉教育の実施にあたっては、障がい者・高齢者疑似体験セットの貸し出しや講師の派遣、障がいのある人との交流等の支援を行います。

### 5. 人権教育による啓発

学校教育や生涯学習で実施される人権教育の中で、障がい者問題について啓発していくとともに、障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。

## (3) 体験交流の促進

#### 〈現状と課題〉

障がいに関する理解を深めるためには、障がいのある人と地域住民の交流を促進していくことにより障がいを身近なものと感じていただくことが重要です。

高齢者や障がい者の団体や関係者が参加する「福祉フェスタ」において特別支援学校や障がい者施設が参加する「はーとふるひだまりコンサート」が行われています。

また、各種イベントを通して、福祉施設や団体の商品の展示販売が行われるなど、市民と施設や団体の交流も行われています。今後もさらなる交流事業やイベントの支援等を促進します。

## 〈具体的施策〉

### 1. 交流事業・イベントの支援

鹿島市福祉フェスタ等の各種交流事業やイベントに対して積極的に支援するとともに、市民に対して積極的な参加を呼びかけます。

### 2. セルフショップでの交流の促進

障がい者団体や福祉関係団体が行っているセルフショップ等で実施される交流イベントを支援することで、障がい者や施設相互の交流促進を図ります。

## (4) 地域福祉の推進

### 〈現状と課題〉

障がいのある人を対象としたボランティア活動の推進は、障がいのある人にとって単に日常生活の必要が充足されるというだけにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをももたらすものとして極めて有意義です。また、障がいのある人に対する理解や認識を深めるためにも、市民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要と思われれます。

本市では、市報の朗読録音や手話通訳などのボランティア団体のほか、障がい者施設でのレクリエーションなどを行うボランティア団体などが活動をしています。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 障がい者団体の活性化

各種障がい者団体の組織運営やイベントの実施、障がい者団体が運営する施設について積極的な支援を行い、障がい者団体の活性化を図ります。

#### 2. 障がい者支援ボランティアの育成と活動支援

鹿島市ボランティア活動センターを中心としたボランティア組織の強化を図るとともに、ボランティア活動の一翼を担う団体の育成・支援に努めます。

### 3. 見守りネットワークづくりの促進

民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携を図り、各地域の障がい者等の要支援者に対し、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを促進します。

## 2 保健・医療の充実

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要があることはどちらにも共通していえます。後天性の障がいについては、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

### (1) 乳幼児期の保健・療育の充実

#### <現状と課題>

障がいの重複化・重度化に伴い、医療ニーズの増加が予測され、こうしたニーズに対応する必要があります。先天的な障がいについても、これを早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊産婦への訪問指導や乳幼児健康診査、また総合的な乳幼児発達総合相談といった母子保健事業も大切になってきます。

本市でも、従来から、母子保健事業として各種健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導に取り組んできましたが、今後、障がい者支援という観点からも、これら保健活動が重要性を増してくるものと思われます。

#### <具体的施策>

### 1. 乳幼児保健事業の推進

乳幼児健康診査等により疾病や障がいを早期発見し、早期治療、早期療育につなげるため、検診の受診率の向上を図ります。また医療機関との連携を取りながら、診察結果に基づく指導の充実を



図ります。

## 2. 母子保健事業の推進

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子の心身の健康保持のため、各種母子保健事業を推進し、発育の遅れや障がいなどの予防、早期発見、早期対応を図ります。

また、子育て総合相談センターにおいて、医療、福祉、教育などの各種機関が連携し、支援が必要な方の支援プランを作成するなど、切れ目ない支援を行います

## 3. 親の子育て意識向上への取組み

健全な子どもの育成のために、子育て支援センターの子育てサークルの活動を通して、親としての意識の向上を目的とした子育て支援の充実を図ります。

### (2) 医療・医学的なりハビリテーションの充実

#### <現状と課題>

障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためにも不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいにとまなう二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

障がい者に対するアンケート調査の結果をみると、身体障害者の障がいの原因は、「後天性疾病」が圧倒的に多い(50.0%)ことがわかります。障がいの原因となった後天性疾病としてあげられた疾病名の内訳をみると、「心臓疾患」(36.2%)や「脳血管障害」(14.9%)が多く、このことから生活習慣病の予防対策として進めている健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有すると考えられます。

特に、障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これにとまなって、医師、歯科医師のほか保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の養成・確保とともに、それぞれの職種の資

質向上を図る必要が生じています。

しかしながら、本市では、障がいのある人に対する医療やリハビリテーションを行うことができる医療機関は少なく、障がいによっては医療やリハビリテーションは、市外の医療機関に頼らざるを得ません。また、小児医療については、市内に小児科が少なく医療体制が十分とさえいえない状態です。特に休日の診療体制の充実を図るため、「鹿島市休日こどもクリニック」を開設し休日の小児科診療を行っています。

#### 〈具体的施策〉

### 1. リハビリテーション体制の体系的整備

障がいから生じる合併症や日常生活能力の低下を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーションなどの正しい知識の普及に努めるとともに、医療を受けるための相談窓口を充実することで、保健・医療・福祉の連携を図ります。

### 2. 医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実

健康診査、その他各種健診等により、保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

### 3. 医療サービスの充実

市民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域医療の整備を検討し、医療機関相互の連携の強化を図ります。

### 4. 経済的負担の軽減

障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進します。

## (3) 心と体の健康づくりの推進

### <現状と課題>

精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や緩解も可能となります。しかし、精神障害に対する理解はまだまだ十分とは言えず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、精神的健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

疾病予防については、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問などの保健事業を推進するとともに、脳血管疾患などにより低下した心身機能の維持・増進・回復を図るため、機能訓練事業を実施していますが、今後も、生活習慣病予防対策や、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策なども重点的に推進していくことが求められています。

### <具体的施策>

#### 1. 疾病や障がいの予防対策の推進

疾病や障がいの予防を図るため、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問など、保健事業を推進します。特に、生活習慣病の予防対策に重点的に取り組みます。

#### 2. 各種機能訓練の充実

心身機能の維持・増進・回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーションなどの機能訓練を推進します。また介護保険要介護・要支援認定者を対象とした通所リハビリテーション、要介護・要支援認定外の高齢者を対象とした通所型介護予防事業が相互に連携しながら必要な方が必要な支援を受けられる体制の確保に努めます。

#### 3. メンタルヘルス対策の展開

うつ予防や閉じこもり予防など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、こころの健康相談や講座・教室の開催、家庭訪問などを実施します。

#### 4. 精神障害のある人への支援の促進

精神障害に関する訪問指導の充実を図ります。また、精神障害のある人の安定した社会生活を維

持するため、医療機関や障がい者支援機関、保健福祉事務所等との連携を強化します。さらに精神障害のある人の家族が、精神障害に対する学習や意見や情報の交換を行いながら親睦が図れるよう、家族会の運営を支援します。

## 5. 自立支援医療、重度心身障害者医療制度の周知

パンフレットや広報紙などにより、自立支援医療や重度心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

## 6. 精神障害などに関する啓発・広報の推進

学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。

## 7. 自殺防止対策の推進

自殺を図る人はその時点で何らかの精神疾患に罹患していると言われており、本市では自殺件数が毎年数件発生しています。市ではこころの健康相談やゲートキーパー研修の実施等により、自殺者ゼロを目指します。

### 3 療育・教育体制の充実

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。そして、障がいのある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と支援を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることのないような教育支援体制が確立されなければなりません。

また、「教育」は学校だけで行われるものではなく、社会に出てもさまざまな事柄を学習していくことが必要であり、それは障がいのある人が社会参加し、生活の質を高めるためにも大切なことです。今後も様々な施設を利用して障がいのある人が積極的に学習活動を行えるよう、講座内容の充実や障がいのある人の利用に配慮した施設・環境づくりを進めることが大切です。

#### (1) 特別支援教育体制の充実

##### 〈現状と課題〉

平成19年度から、これまでの障がい児教育のあり方が見直され、教育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格的に導入されています。LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、対象となる児童・生徒の量的拡大や対象となる障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

また、地域の現状としても特別支援学校の生徒・児童数や児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者が急激に増加しているなど、特別支援教育を必要とする児童は増加傾向にあり更なる体制の充実が求められています。

本市では、各小中学校に特別支援教育校内委員会を設置して相談支援体制を強化するほか、通級指導教室を開設し、障がいのある児童生徒個々に応じた教育就学支援体制をとっています。

## 〈具体的施策〉

### 1. 教育相談、教育支援体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童生徒個々の実態に即した教育を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

### 2. 特別支援教育の支援・相談研修の実施

特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校・保護者に対して専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。

### 3. 通級指導教室の開設

ことばとまなびの通級指導教室を開設し、児童・生徒一人ひとりの個別の指導計画のもと、就学から卒業まで系統だて、指導・支援を行います。

### 4. 校内特別支援教育委員会活動の充実

各校に設置された特別支援教育委員会の活動を、特別支援教育コーディネーターによる活動の活性化等とおして、充実させます。

## (2) 特別支援教育の推進

### 〈現状と課題〉

ノーマライゼーションの観点からいえば、障がいのあるなしにかかわらず、等しく教育を受けられるように考えることが大切であり、学校施設の整備の問題や障がいのある児童生徒に対する正しい認識など、障がいのある児童生徒が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。そのため、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリーを進め、ソフト面では特別支援教育を専門とする教員の配置等をさらに充実させる必要があります。

本市では、小中学校で個別の支援計画を作成し、それに基づき、就学相談・支援を行い、本人の適性に応じた進路指導を行っています。

## 〈具体的施策〉

### 1. 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

### 2. 適切な教育支援・相談の確保

保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育支援・相談の実施に努めます。

### 3. 学校の施設・設備の充実

学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。

### 4. 進路指導の充実

義務教育終了後の進路については、個々の障がいの程度、能力、適性等に応じた、多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療等の分野が連携をとりながら進路指導の充実に努めます。

### 5. 就労先の確保

卒業後の進路について、障がいのある生徒が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

## （3）就学前保育・教育等の充実

### 〈現状と課題〉

障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がいのある子ども個々の状況に応じた適切な支援・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

本市では、乳幼児健診の際に発達が気になる幼児の保護者に対し育児相談を行い、発達障がい

児の早期発見に努めています。発達障がい児については、市内全保育所で障がいのある子どもの受け入れが可能であるほか、児童発達支援事業所の「すこやか教室」で言語訓練や音楽療法、理学療法等を行い、小学校での集団生活を行うことができる基本的な訓練を行っています。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 早期療育の充実

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関との情報の共有化や連携を行います。また、保健健康部門と福祉部門が連携し、保護者や障がいのある子どもの状態に応じた相談支援が行えるような体制整備を行うとともに、障がいのある子どもが保育園や学校で適切な教育を受けるために、「すこやか教室」において、言語・作業・理学・音楽の各療法によって集団生活の基礎的な訓練を行います。

#### 2. 就学相談等支援体制の充実

就学相談、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります。

#### 3. 障がいのある子どもの保育等の充実

障がいのある子どもの心身の状況を正確に把握することに努めるとともに、保育士の障がいに対する理解を深め、障がいのある子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

#### 4. 療育、教育相談、教育支援に関する広報の充実

障がいのある子どもの保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもにかかわる療育・教育相談や教育支援等について周知に努めます。



## 4 雇用・就労の促進

働くことを望んでいる人のだれもが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

### (1) 一般就労の促進

#### <現状と課題>

障がい者の雇用・就労は、障がい者に対するアンケート調査の結果では、「就労している」と答えた人は、身体障害者が45.7%、知的障害者が37.5%、精神障害者が16.7%となっています。今後も公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと協力しながら、一般企業の障がい者の受け入れを推進していく必要があります。

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。しかしながら、民間企業における障がい者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが実状です。障害者総合支援法では特に障がい者の就業が、障がい者が地域生活を送るための大きな柱として掲げられており、就労移行支援や就労継続支援などのサービスが取り入れられました。本市でも、市内にこれらのサービスを行う事業所があり、障がい者の就労訓練に取り組んでいます。またこのほかにも市外での自立訓練なども行われています。今後も障がい者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障がい者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査の結果、「仕事が体力的につらい」、「体調を崩した時に休みが取りにくい」、「通院の時間が取りにくい」、「職場の人間関係がうまくいかない」といった悩みを抱えていることがわかりました。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと協力しながら、これら障がい者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と就労定着支援を行うとともに、ジョブコーチ

制度や就労継続支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていくことが今後も一層大切と なってきます。

また、一般企業に対して障がい者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、障がい者への理 解を深めてもらうことで、障がい者の一般企業への就労促進及び一般企業の障がい者の受け入れ を推進していく必要があります。

#### 〈具体的施策〉

### 1. 就労移行支援事業の利用促進

一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図るととも に、就業・生活支援センターやジョブコーチ（職場適応援助者）などの活用を促進します。

### 2. 企業等に対する理解促進

ハローワーク等、雇用関係機関や特別支援学校などの教育機関と協力し、障がい者雇用にかかわ る各種助成制度等の啓発・広報に努めます。また、精神障害者の雇用促進のために、民間企業等 に対して精神障害について正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

### 3. 労働環境の整備促進

障がいのある人が自らの状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労 などに対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。

### 4. 職場における障がい者理解の啓発

就労先で障がいのある人が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、 障がいのある人の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。

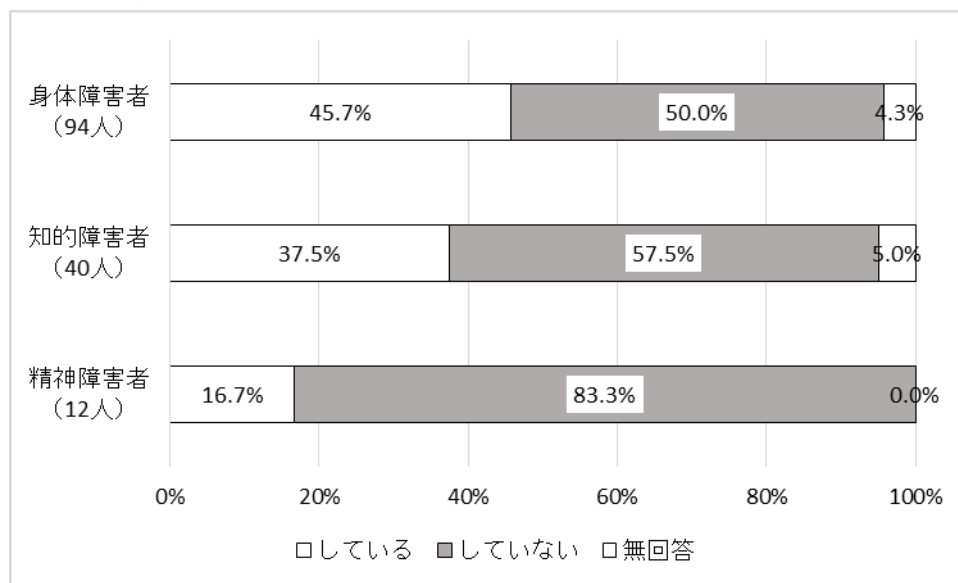
### 5. ジョブコーチ（職場適応援助者）制度の積極的活用による職場定着率の向上

ジョブコーチ（就労援助指導員）制度の普及啓発を行い、佐賀障害者職業センターを通じて、障 害者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等のジョブコーチ派遣事業の活用や就労定着支 援事業の活用を積極的に行い、障がいのある人の職場定着を促進します。

## 6. 法定雇用率の達成指導

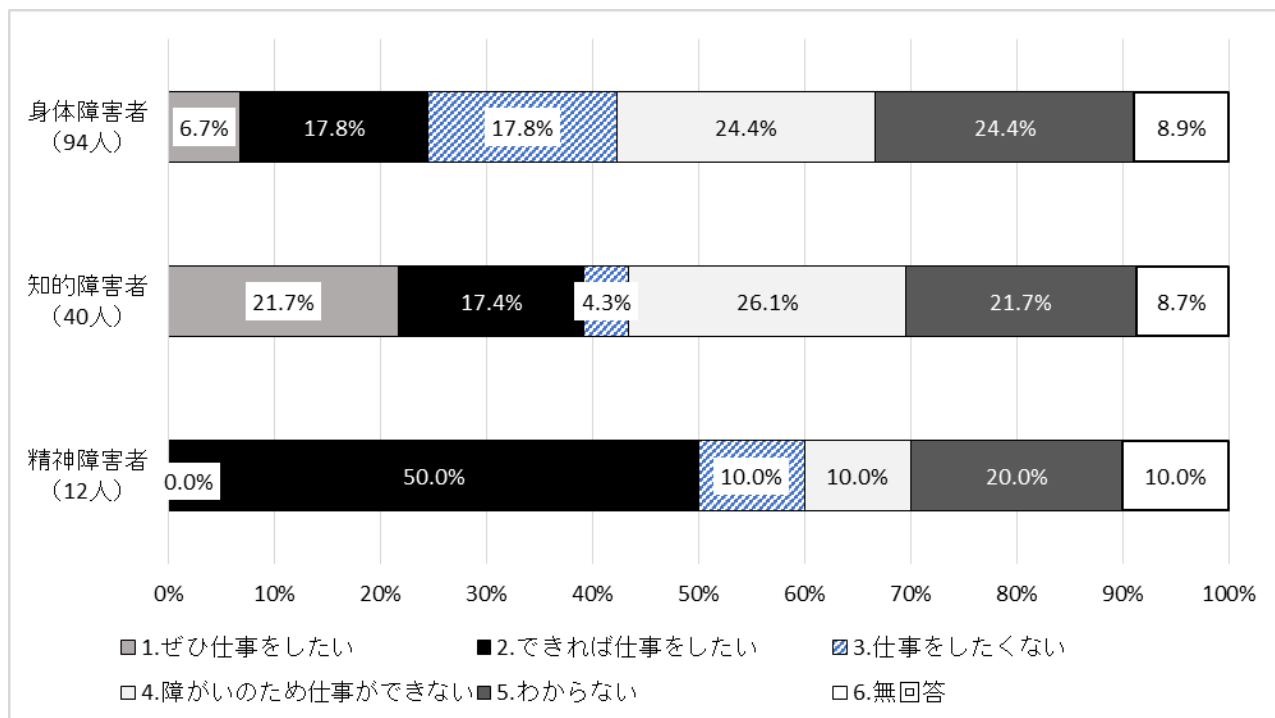
法定雇用率未達成企業に対しては、関係機関との連携を図りながら障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。

### ○収入をとまなう仕事をしているか



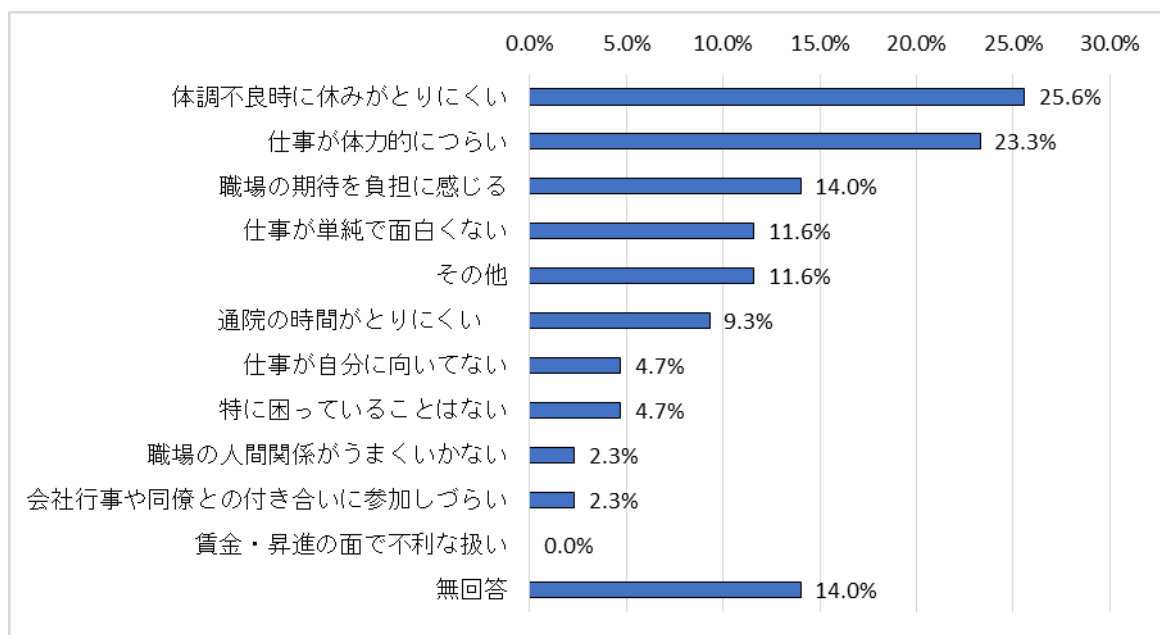
資料：アンケート調査結果

### ○未就労者の就労意欲



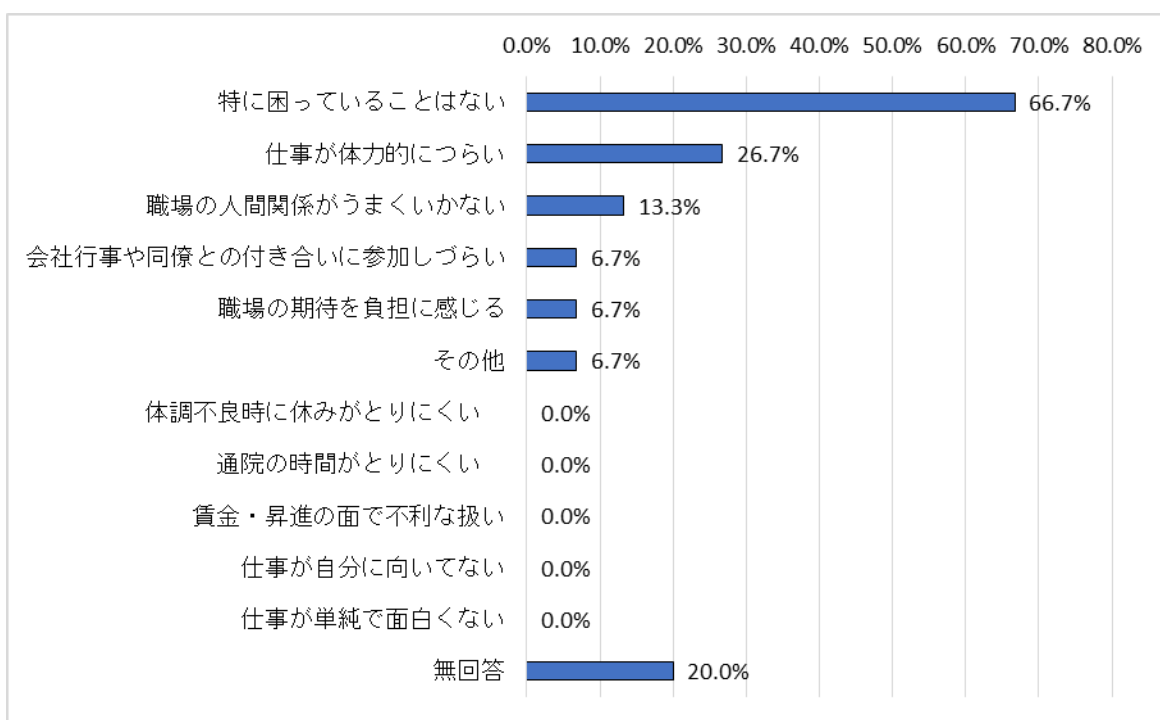
資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：身体障害者 43 人）



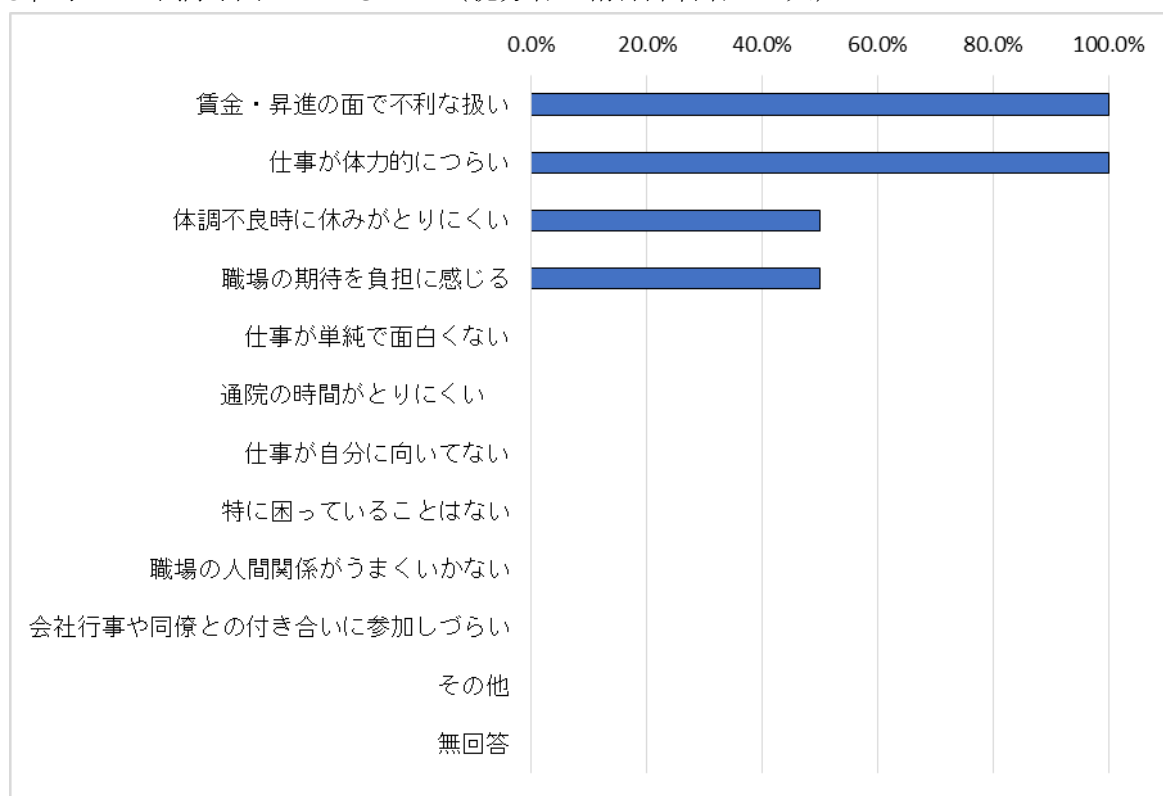
資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：知的障害者 12 人）



資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：精神障害者 2人）



資料：アンケート調査結果

## （２）行政組織における障がい者雇用対策の強化

### 〈現状と課題〉

市役所をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について先導的役割を果たすことが求められています。本市の行政機関についても今後も率先して障がい者雇用を推進する必要があります。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 障がい者の雇用促進及び雇用環境整備

今後も、市役所自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、関連組織での雇用の促進に努めます。また、障がいのある人が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

#### 2. 市職員への障がい者雇用条件整備の検討

市職員の採用については、障がいのある人に配慮した環境整備を行うとともに、採用後の職場環境や職員の意識改革なども含めて障がい者雇用の条件整備に努めます。

## (3) 福祉的就労の充実

### <現状と課題>

就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等への福祉的就労は、一般企業などで就労することが困難な障がいのある人に就労の機会を提供し必要な訓練や実習をすることができる場であり、障がいのある人が自立をしていくための重要な役割を担っています。

本市でもそれぞれの事業を行う事業所が活動を行っています。今後とも障がいのある人がその障がいの程度やニーズに応じた就労ができ、また各事業所が安定した経営や活動が行えるように、障害者就労・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携を密にし、各事業所を支援していく必要があります。

### <具体的施策>

#### 1. 就労移行支援事業・就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実

障がいのある人の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進を図ります。

#### 2. 障害者就労施設への優先調達

平成25年4月から施行されている障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅就労障がい者の自立の促進のため、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

## 5 生活支援サービスの充実

障がいの部位（場所）、程度等はそれぞれ異なることから、障がいのある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障がいのある人の数だけあるともいえます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要となってきますが、生活支援を行う際には利用者の立場になり、すべての障がいのある人のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

### （１）障害福祉サービスの充実

#### 〈現状と課題〉

障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができるように、障がいの状態やニーズに応じ、適切な支援が効率的に行われ地域と交わる暮らしの実現を目指します。

障害福祉サービスに関しては、障害福祉計画において、地域の課題の解決に向けた目標や必要なサービス量を設定し、その実現に向けた方策を定めています。

今後も制度の適切な運用を図るとともに、市主体で行っているサービス制度についても、その確保やより一層の充実に努める必要があります。

#### 〈具体的施策〉

#### 1. 障害福祉サービス〔介護給付〕の充実

障害福祉計画に基づき必要なサービス量を確保するため事業者と協力・連携して、介護給付サービスの充実に図ります。

#### 2. 障害福祉サービス〔訓練等給付〕の充実

社会福祉法人やサービス事業所等と連携して自立訓練や就労支援サービスを提供し、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力・連携して、障がいのある方の就業支援を行います。

### 3. 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において、市が実施主体となる法定化された事業です。地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて実施します。

## (2) 相談支援体制の充実

### 〈現状と課題〉

障がいのある人の持つ悩みや問題は、その人の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、これまでも身体障害者相談員、知的障害者相談員等による活動や障がい者総合相談窓口には障害者支援相談員 4 人を配置し、来所や電話による相談のほか、訪問による相談を行い、障がいのある人が抱える様々な問題や希望に対応できるように配慮しています。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 市による相談の適切な実施

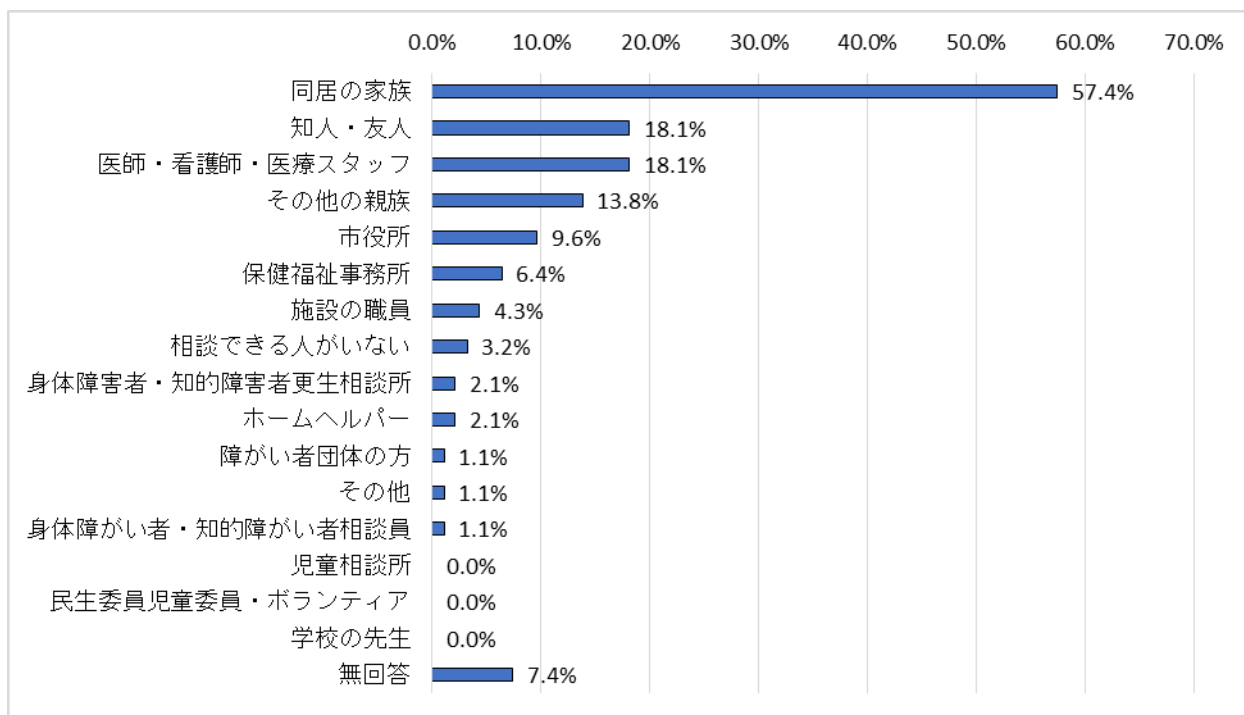
福祉課が障がい者支援の総合的な窓口になるとともに、庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。また、手話通訳者の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。

#### 2. 相談機関の充実とネットワーク化の促進

様々な状況の障がいのある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、相談体制の充実を促進するとともに、杵藤地区自立支援協議会の開催等を通じて、広域でのネットワーク化を図ります。

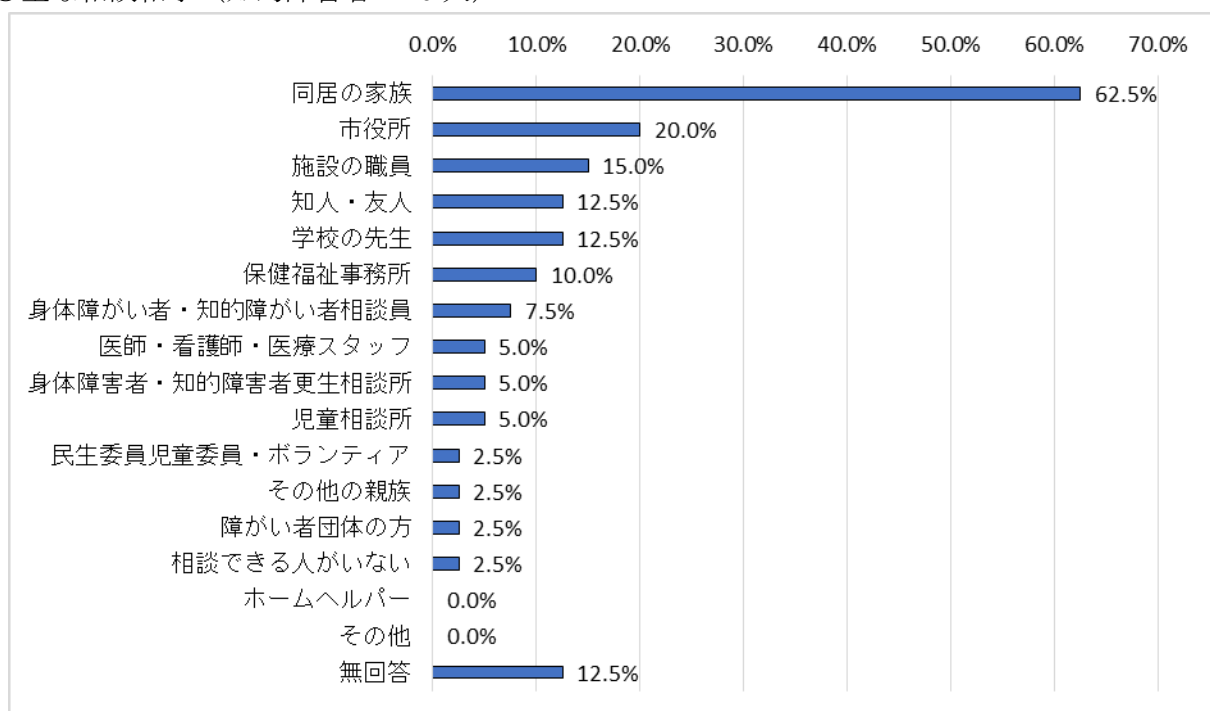


○主な相談相手（身体障害者 94人）



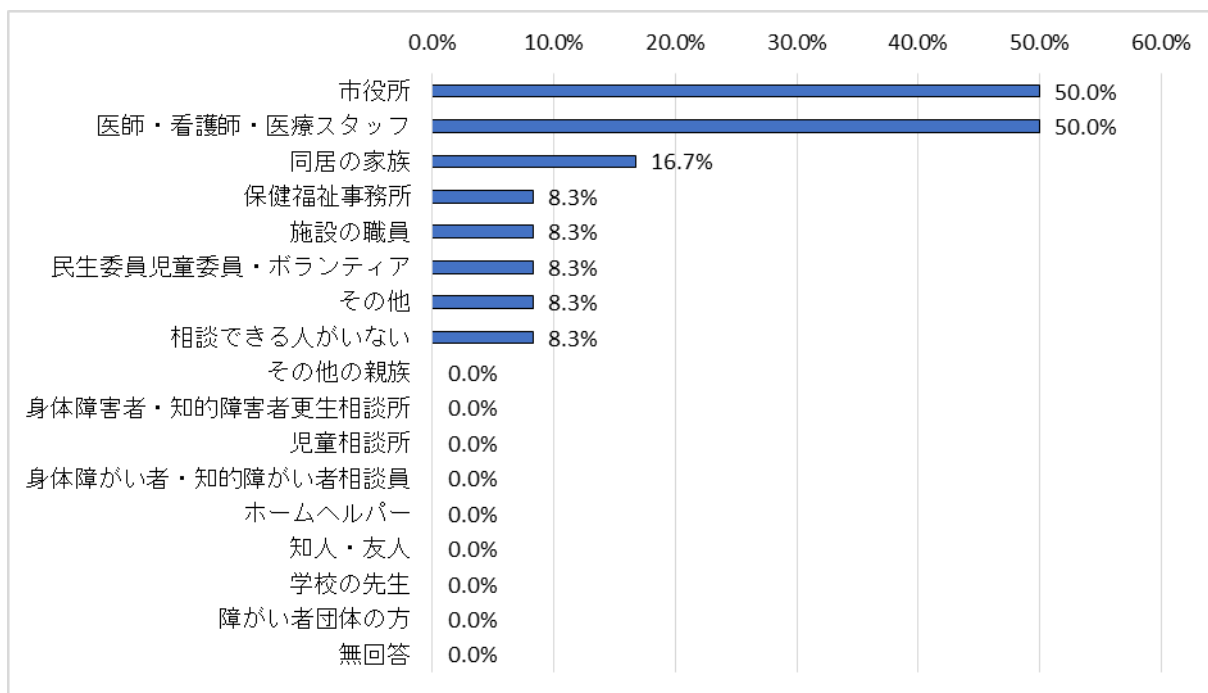
資料：アンケート調査結果

○主な相談相手（知的障害者 40人）



資料：アンケート調査結果

○主な相談相手（精神障害者 12人）



資料：アンケート調査結果

### （3）コミュニケーション支援の促進

#### 〈現状と課題〉

本市では、市の広報紙やホームページによってサービス等の周知を図っていますが、サービスを利用する側にとってわかりづらい面もあり、必ずしも十分に成果が上がっているとはいえません。したがって、市ホームページの頁構成や文字の大きさに配慮したり、音声化を行ったりするなど、情報の取得にハンディキャップを有する視覚障害者や聴覚障害者への配慮を含め、今後も様々な情報提供手段を利用した継続的な情報提供によるサービス等の周知徹底が必要です。

有益な情報提供を実現するためには、その前提として有益な情報の収集が必要です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

また、IT（情報技術）の急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらす一方で、新たなデジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）という問題を発生させました。特に、行動の制約をとまなう障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによるデジタル・ディバイドが生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

障がい者アンケート調査の結果をみると、「パソコンとインターネットのいずれも利用していない」と回答した人が約半数を占め、障がい者の中にまだ十分にITが普及しているとはいえない状況にあります。今後、ITの利用啓発も含め、障がいのある人が十分にその恩恵を実感できる生活の実現を図る必要があります。

## 〈具体的施策〉

### 1. 情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施

地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。

### 2. 手話通訳者の活用促進と養成支援

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」による手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成支援に努めます。

### 3. コミュニケーション手段の充実

手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。また市役所の窓口や図書館・生涯学習センターに情報・意思疎通支援用具を設置し、障がいのある人が手続き等を行う場合の支援や、図書やインターネットからの情報入手を支援します。

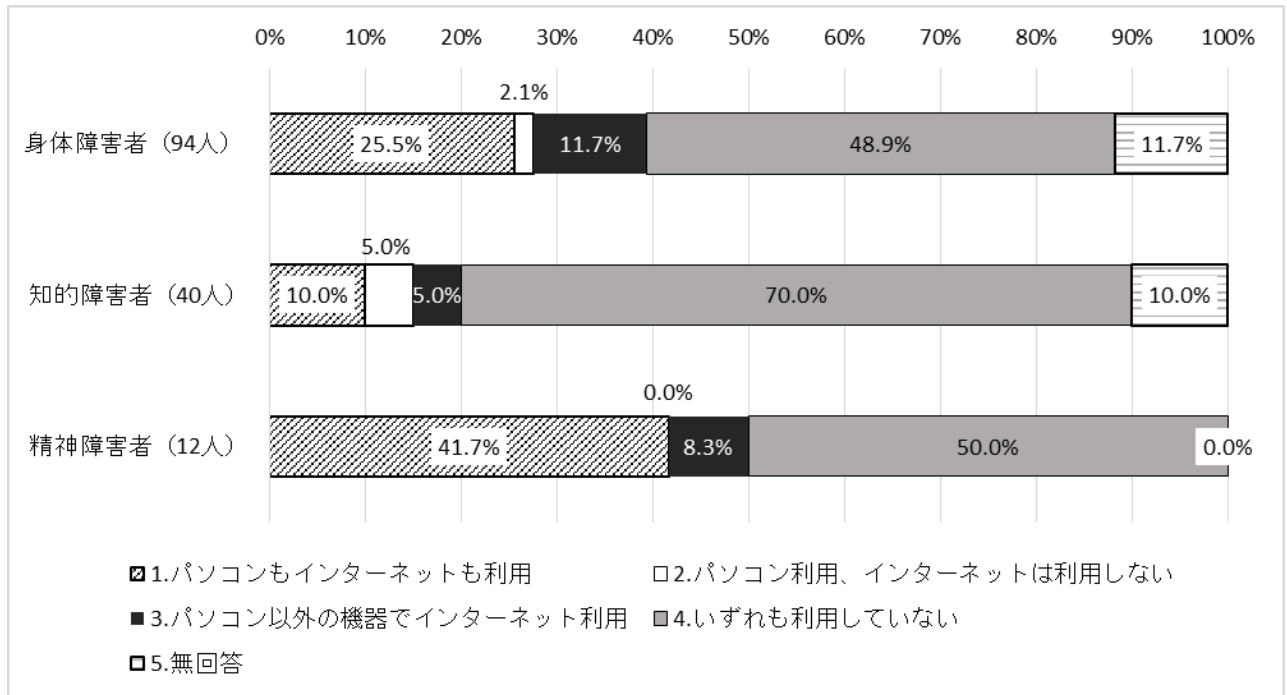
### 4. ITの利用啓発

ITを利用することで、障がいのある人の情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加の促進に努めます。

### 5. 多様な手段による情報提供の充実

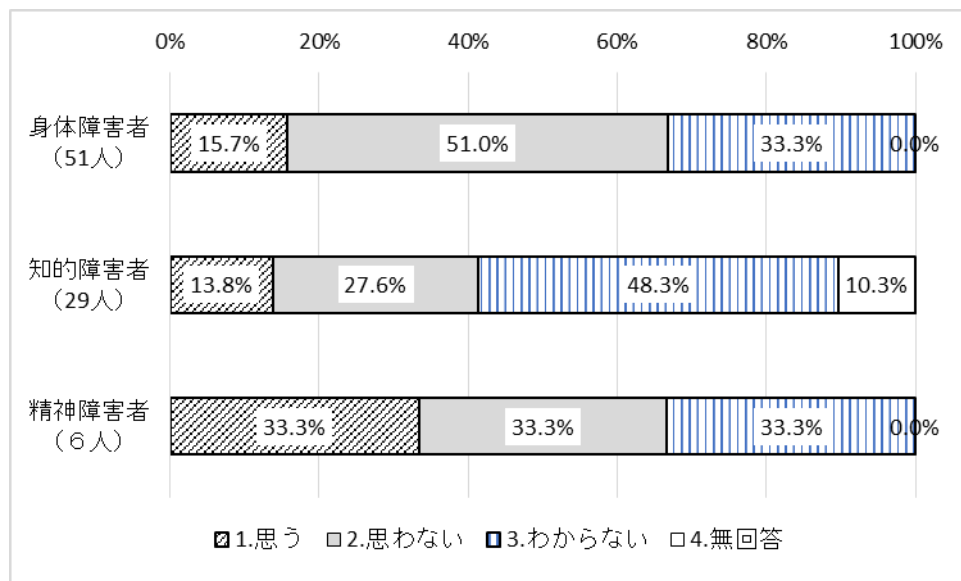
各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、市報等の情報誌を広く配布するほか、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

○パソコンやインターネットの利用状況



資料：アンケート調査結果

○パソコンやインターネットを今後利用したいと思うか  
(いずれも利用していない人に対する設問)



資料：アンケート調査結果

## (4) 権利擁護の推進

### <現状と課題>

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理

ができないといった人への対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など障がいのある人の権利擁護の強化が求められています。

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度や事業の活用を促進しながら、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

本市においても、障がい者の保護者の高齢化は避けようが無く、将来的に身寄りのない一人暮らしの障がい者が増加する恐れがあります。今後とも要援護者については、親族等に対し成年後見制度の利用を推奨するとともに、身寄りが無い障がい者については積極的に利用促進を行っていく必要があります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行され、さらに佐賀県では平成30年9月に「障がいのあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」が制定されるなど、社会生活のあらゆる場面における障がいを理由とした差別の解消についての取組が求められており、市においても相談窓口の設置し、住民への啓発活動などを取り組んでいます。

#### 〈具体的施策〉

### 1. 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の周知を行うとともに、地域生活支援事業の「成年後見制度支援事業」を活用し、身寄りのない重度の障がいのある人に対し、積極的に成年後見制度の活用促進を行うことでサービス利用と権利擁護を行います。

### 2. 日常生活自立支援事業の活用促進

社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の積極的な活用を図り、福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理等の援助を行います。

### 3. サービス実施の際の権利擁護

福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービス等に関する苦情については、佐賀県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。

#### 4. 虐待等の防止ネットワークの強化

鹿島市要保護者等対策地域協議会を中心に、家庭・施設・地域での「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」、「経済的虐待」に対する、防止ネットワークの強化に努め、障がい者虐待防止相談窓口を通じて虐待の防止や事件発生時の迅速な対応に取り組めます。

#### 5. 障がいを理由とした差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づき、日常生活のさまざまな場面で、障がいのある人に合理的配慮を行うことを通じて共生社会の実現を目指すため、市に相談窓口を設置し、さらに市民の意識啓発のための広報活動を行います。

## 6 生活環境の整備・充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があるといえます。

### (1) 障がいのある人にやさしい公共空間の確保

#### <現状と課題>

平成6年9月に「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称：ハートビル法)が施行されました。これは、都道府県が基準に適合した優良な建築物を認定し、予算補助、税制上の特例措置等の支援を行うものです。平成12年11月に施行された「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)では、これまでの整備ガイドラインを一層推し進めた移動円滑化基準が定められるとともに、公共交通事業者に対する施設・車両等の基準への適合義務、市町村

に対しては一定要件を満たす駅等の旅客施設を中心とした地区について、旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的、一体的に整備する基本構想の策定などが示されています。

交通バリアフリー法とハートビル法は、平成18年12月に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に統合・拡充され、そこではハード面のみならずソフト面も含めた施策の充実と「心のバリアフリー」によるユニバーサル社会の実現が求められています。

県下においては、佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）が制定されており、公的施設に留まらず、民間施設においても、ハード・ソフト両面における広報啓発、指導が行われています。特に障がい者等にあらかじめ障がい者用駐車場の利用証を交付するパーキングパーミット制度は、全国に先駆けて導入され、現在では全国の多くの都道府県で利用されている制度となっております。このほか設備や広さなど誰もが利用しやすいように配慮されたトイレを「みんなのトイレ」として認定し表示、広報する取組みなどユニバーサル・デザインについての取組が行われています。

本市においても、県の取組みに連動しユニバーサル・デザインの推進に力を入れ、高齢者、障がい者を含むすべての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

## 〈具体的施策〉

### 1. 公共施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

公共建築物や道路、公園などの建設や整備にあたっては、障がいのある人にやさしい公共空間づくりに配慮していきます。そのため、可能な限り、直接、障がいのある人の意見を聞き、整備計画に反映させていくよう努めます。

### 2. 民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

バリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を促進するため、駅や店舗などの公共的施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請します。

## (2) 移動手段の確保

### <現状と課題>

障がいのある人にとって、移動手段を確保することは非常に重要な意味を持っています。移動手段を確保することによって、障がいのある人は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がいのある人の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加につながっていくものです。

障がい者や高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者や高齢者に配慮された交通機関を導入すること、そして、それら交通機関の円滑な連携と利用に際しての配慮などが必要となってきます。本市では、重度の障がい者（身体障害者手帳：1～2級、療育手帳：A、精神保健福祉手帳：1級の所持者）に対して福祉タクシーチケットを発行し、その外出費用について助成を行っており、平成30年度からは施設入所者にも福祉タクシーチケットの交付を行い助成対象の拡充に取り組んでいます。

### <具体的施策>

#### 1. 公共交通機関の充実促進

生活実態に合わせた運行体系の見直しや、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境の形成など、安心して外出できるような移動手段の維持・確保のために関係機関と連携・協力を強化します。

#### 2. 交通安全対策の推進

歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めるとともに、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

#### 3. 各種外出支援サービスの充実

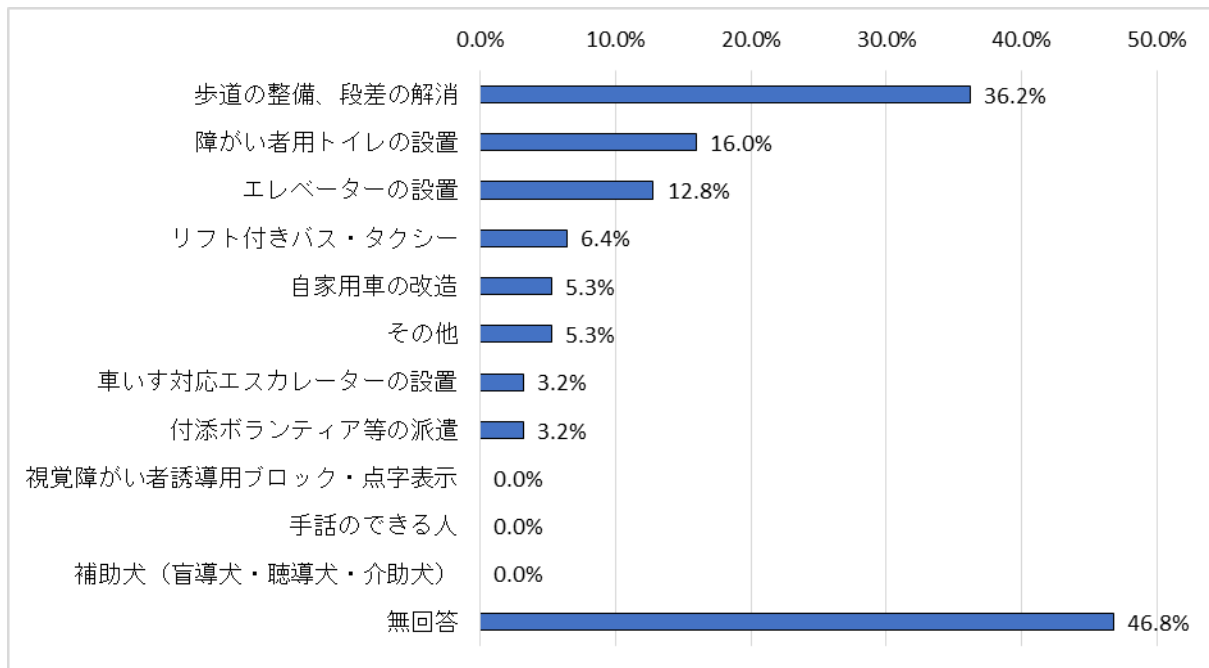
障がいのある人の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業の「移動支援事業」やその他の事業を提供します。



#### 4. 外出に関する経済的支援制度の活用促進

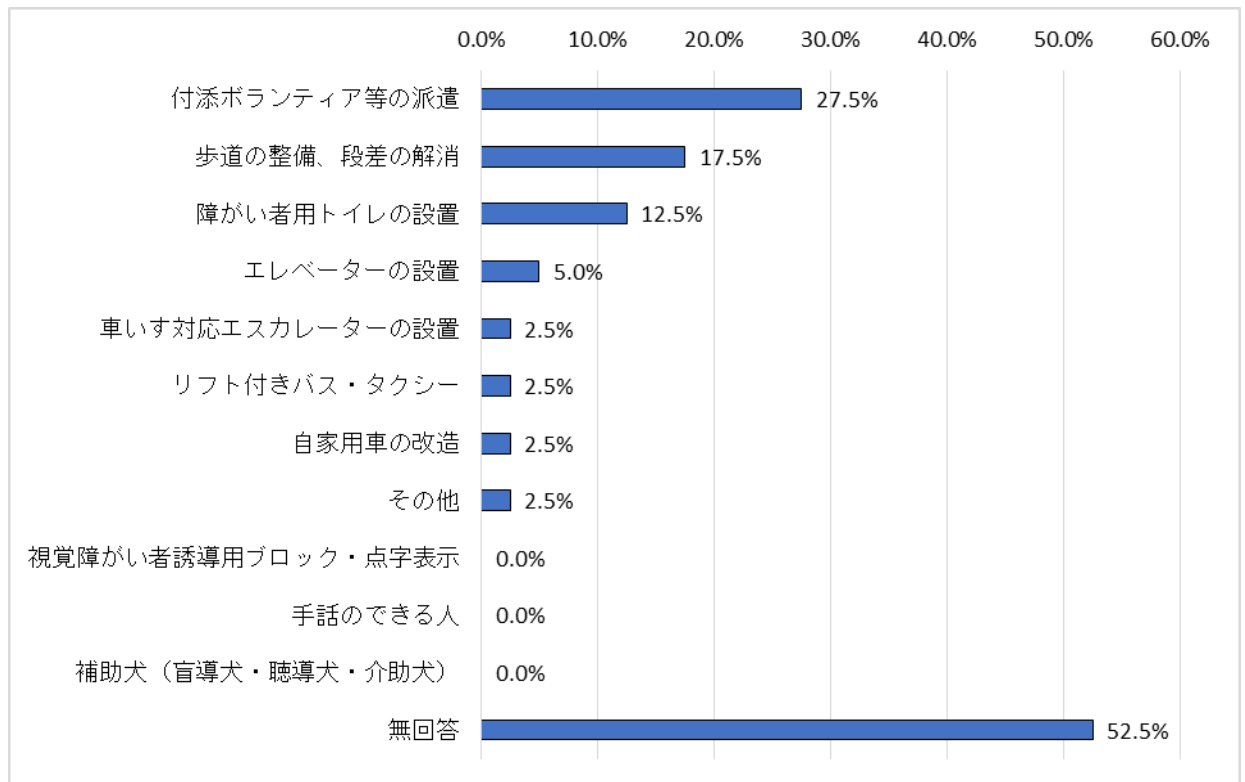
外出に関する経済的支援制度として、身体障害者（肢体不自由）を対象とする「自動車運転免許取得・改造助成事業」及び重度障害者（身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級）を対象とする福祉タクシーのチケット配布を実施するとともに、国や業界団体の制度として、JR・バス・タクシー等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の利用を促進します。

○外出のために整備してほしいもの（身体障害者 94 人）



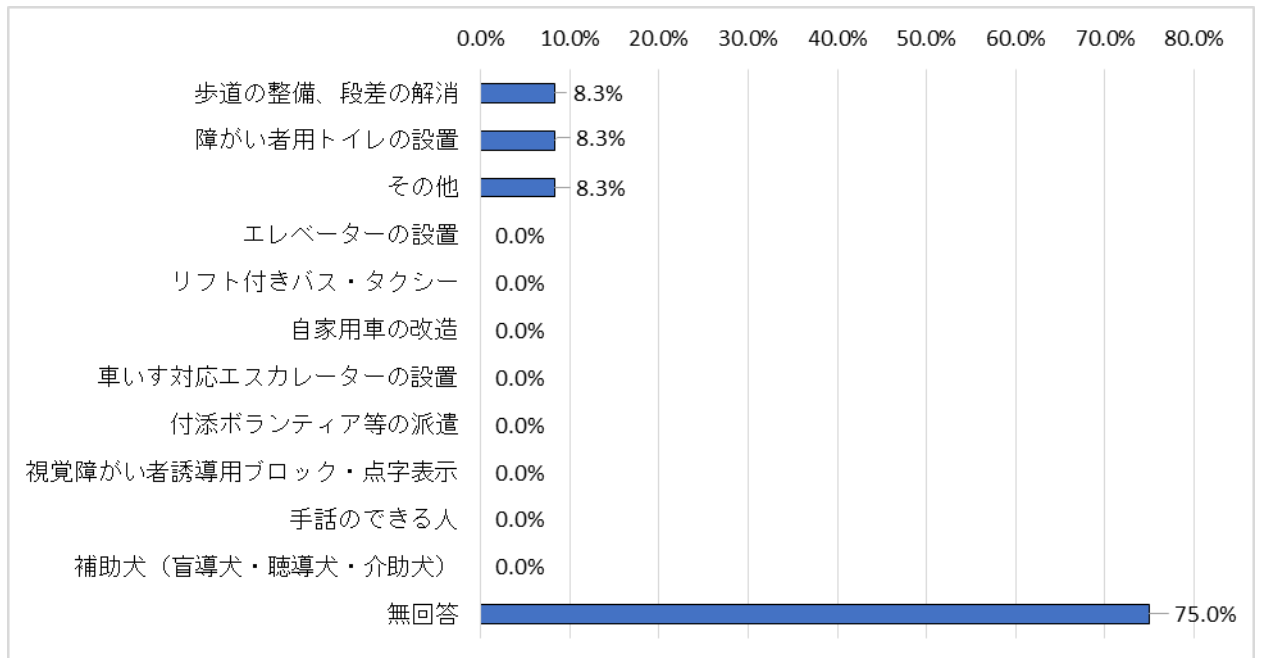
資料：アンケート調査結果

○外出のために整備してほしいもの（知的障害者 40 人）



資料：アンケート調査結果

○外出のために整備してほしいもの（精神障害者 12 人）



資料：アンケート調査結果

### (3) 住宅環境の整備

#### <現状と課題>

障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の市営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。市内の障がい者に対するアンケートで、「住宅を改造したいところがあるか」とたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は、身体障害者が33.0%、知的障害者が27.5%となっています。さらに、改造したいところが「ある」と回答した人のうち、「住宅を改造することができると思うか」とたずねたところ、「思わない」と回答した人の割合は、身体障害者が61.3%、知的障害者が81.8%となっています。その理由をたずねたところ、「資金がない」と回答した人が最も多く、住宅を改造したいというニーズはあっても、資金的な問題で改造することをためらったり、諦めたりしているといった現状がわかります。

本市では、日常生活用具の支給により住宅の一部のバリアフリー化を行うことができますが、住宅全体のバリアフリー化や建て直し等の資金提供には対応できていないのが現状です。

#### <具体的施策>

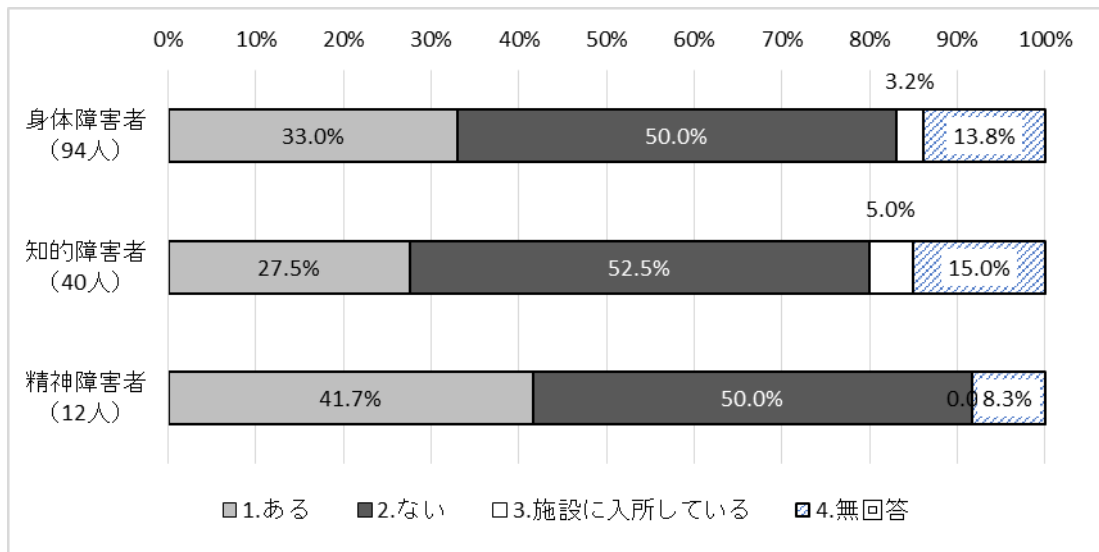
##### 1. 住宅改造の促進

地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」により民間住宅の住宅改修を促進し、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を図ります。

##### 2. 公営住宅のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

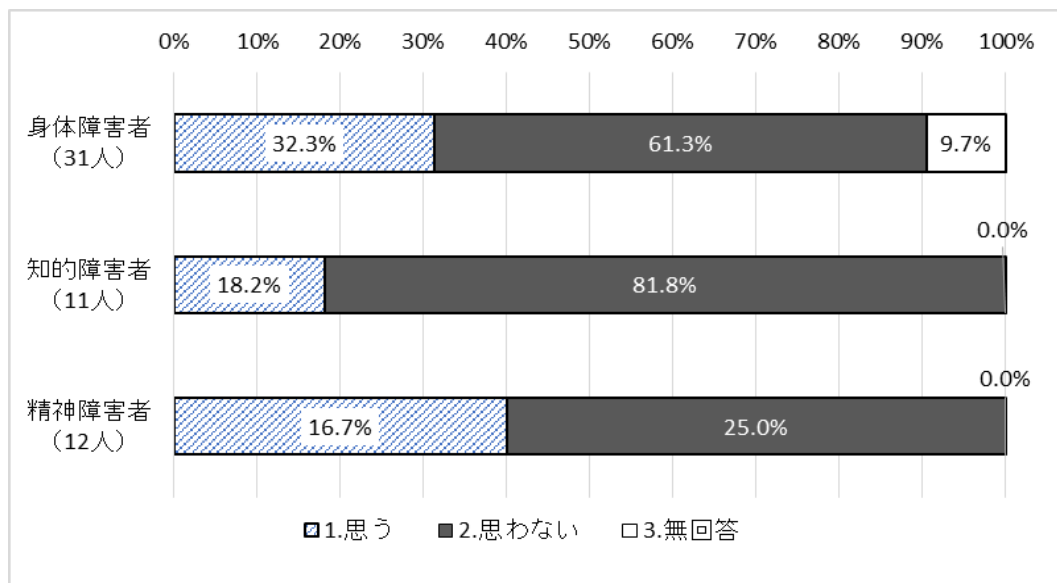
公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサル・デザインの適用に努めます。

○住宅を改造したいところがあるか



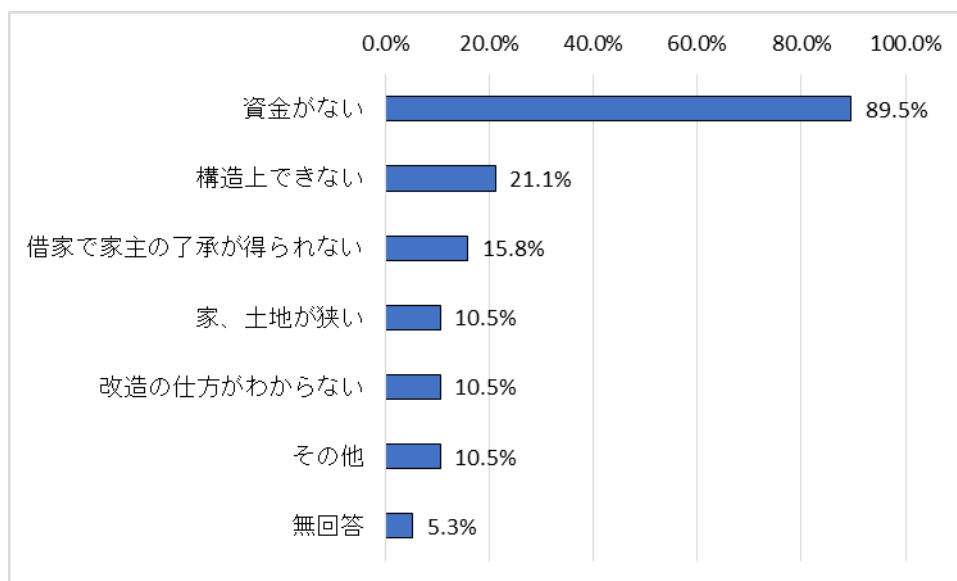
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造することができると思うか



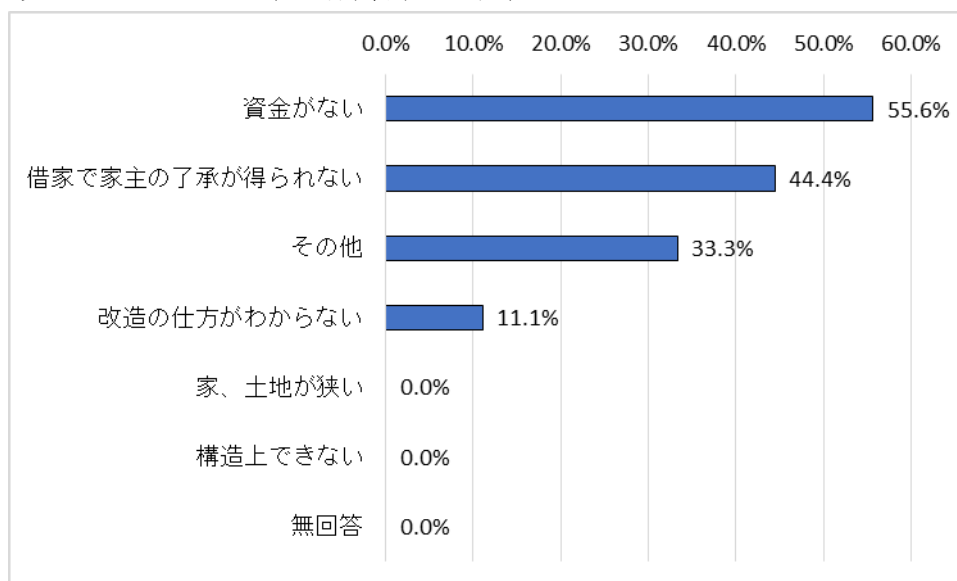
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（身体障害者 19人）



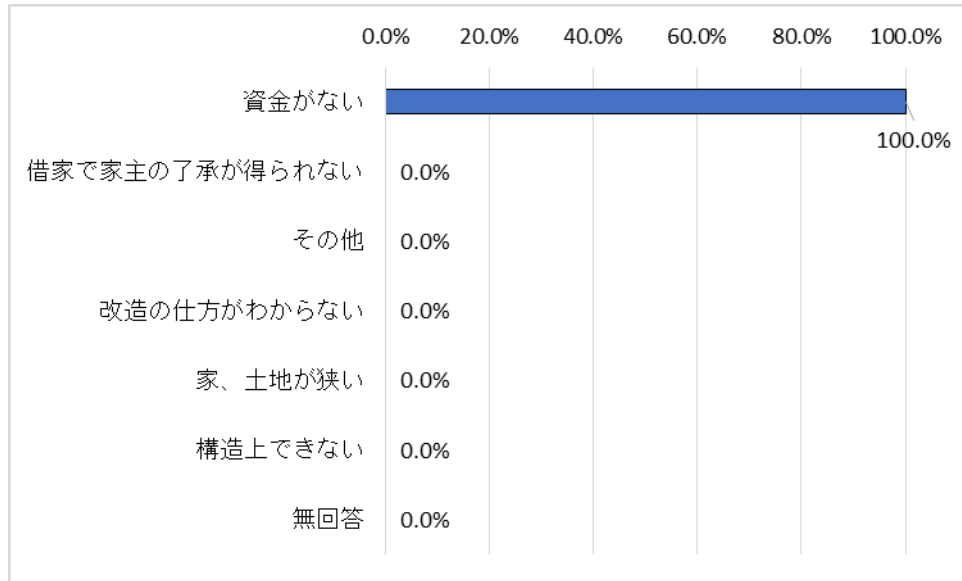
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（知的障害者 9人）



資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（精神障害者 3人）



資料：アンケート調査結果

## （４）生活安全の確保

### 〈現状と課題〉

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

本市では、防災情報伝達システムにより災害発生時の対応策等に関する情報提供に努めていますが、今後も関係機関や地域と密接な連携をとりながら、災害のみならず犯罪などの被害にも遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

また、自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・互助・共助・公助の意識の向上を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。今回行ったアンケート調査によると、身体障害者の28.7%、知的障害者の60.0%、精神障害者の50.0%が避難場所、避難経路を「知らない」と回答しており、災害時に無事に避難できるかどうか「わからない」又は「避難できない（避難できると思えない）」という人は身体障害者の43.6%、知的障害者は67.5%、精神障害者も58.3%となっています。避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所・経路の周知を図る必要があります。本市では、災害時の避難行動要支援者への対応についての計画や体制整備を進めておりますが、まだ不十分な面もあり早急な対応が必要です。

## 〈具体的施策〉

### 1. 安心・安全のネットワークづくりの推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、社会福祉協議会や自治会などと連携し、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

### 2. 地域防災体制の充実

市を中心に関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、障がい者施設での防災対策の強化を促進するとともに、在宅の避難行動要支援者については、地域住民や関係機関の協力のもと障がいのある人の実情に合わせた情報伝達手段の確保に努めます。また、障がいのある人やその家族の支援のため防災拠点のバリアフリー化や福祉避難所の充実を図ります。

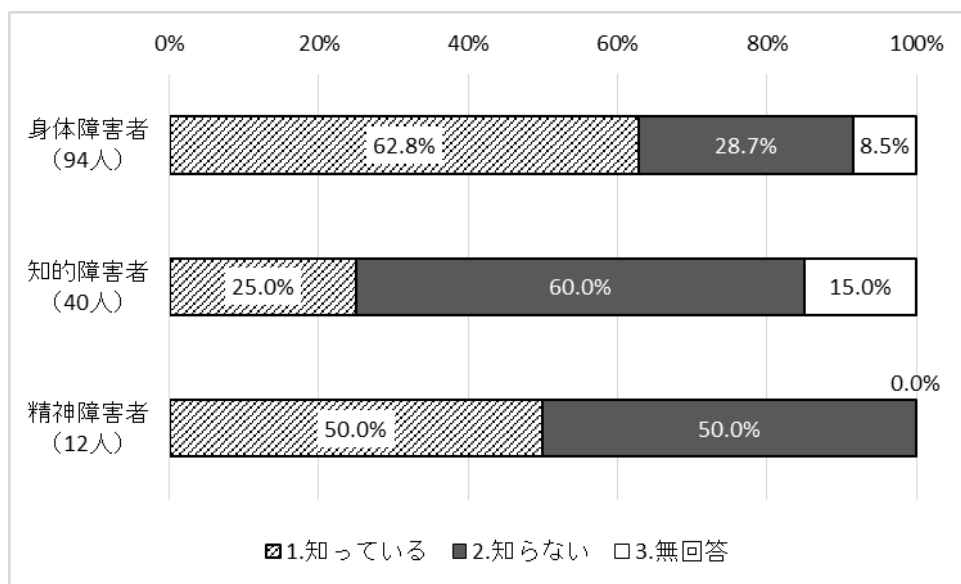
### 3. 地域防犯体制の充実

警察をはじめ民生委員や各種団体と連携し、防犯意識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

### 4. 緊急通報システムの活用促進

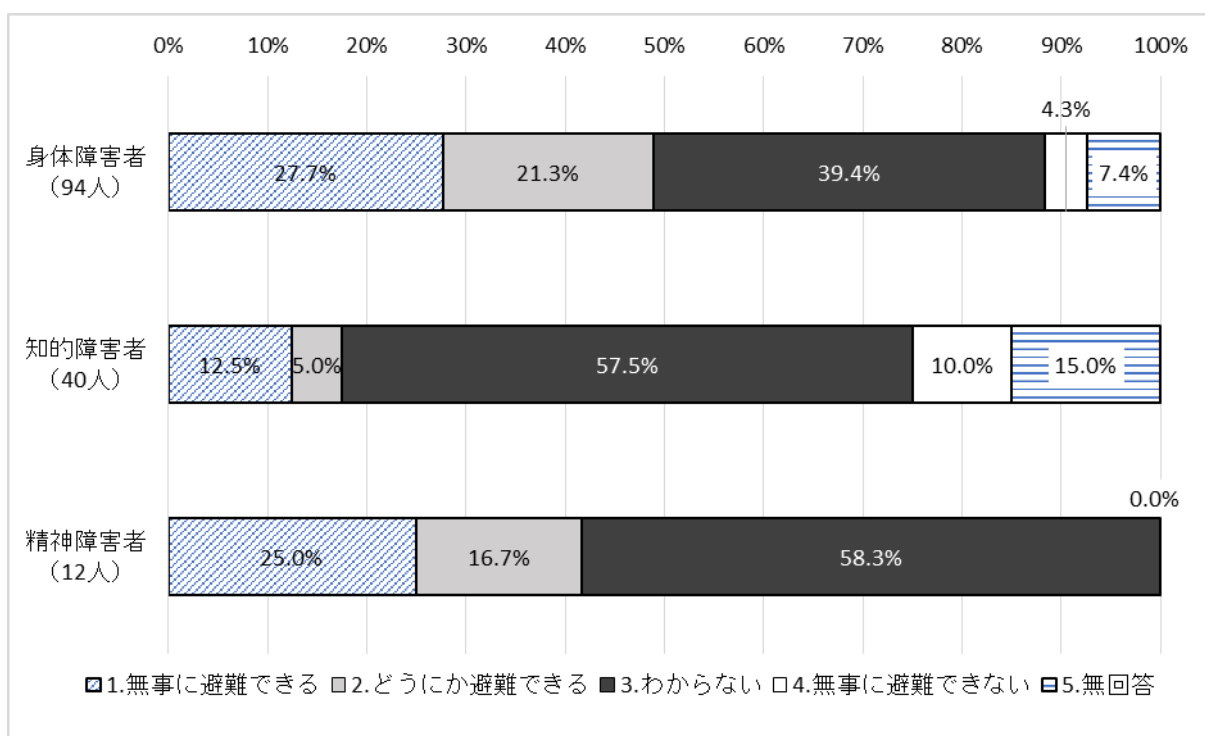
緊急時の通報手段の確保を図るため、緊急通報システムの活用を促進します。

○避難場所、避難経路を知っているか



資料：アンケート調査結果

○無事に避難できると思うか



資料：アンケート調査結果



## 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

障がいのある人が多様な場に社会参加し、活躍できるためには、聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、障がいのある人の社会活動・自立を促進するとともに、障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ることが大切です。

### (1) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

#### <現状と課題>

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がいのある人の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がいのある人に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がい者に対して行ったアンケート調査の結果によれば、文化活動やスポーツ活動を「していない」という回答が多く、また、今後やってみたいことが「ない」という人の割合も高いことから、まだ多くの障がい者が余暇活動に目を向ける余裕がないことが推測されます。また、一般のスポーツ大会への障がい者の参加はほとんどなく、障がい者のスポーツやレクリエーションの参加が十分であるとは言えません。

今後は、スポーツ・文化活動団体に働きかけ、障がいの種別、程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がいのある人が参加しやすい環境を整えるとともに、各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

#### <具体的施策>

##### 1. スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進します。

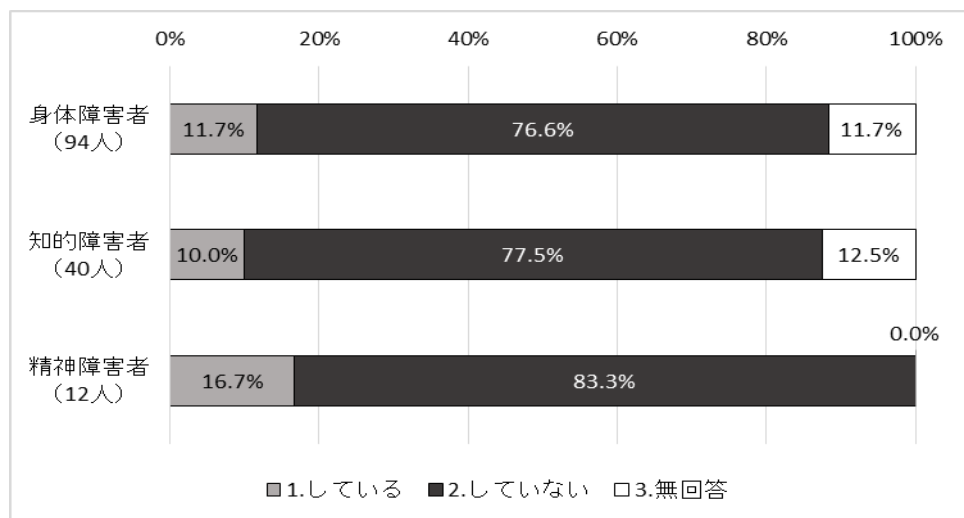
## 2. 施設・設備等の整備・改善

障がいのある人が、より元気に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。

## 3. 指導者・ボランティアの育成

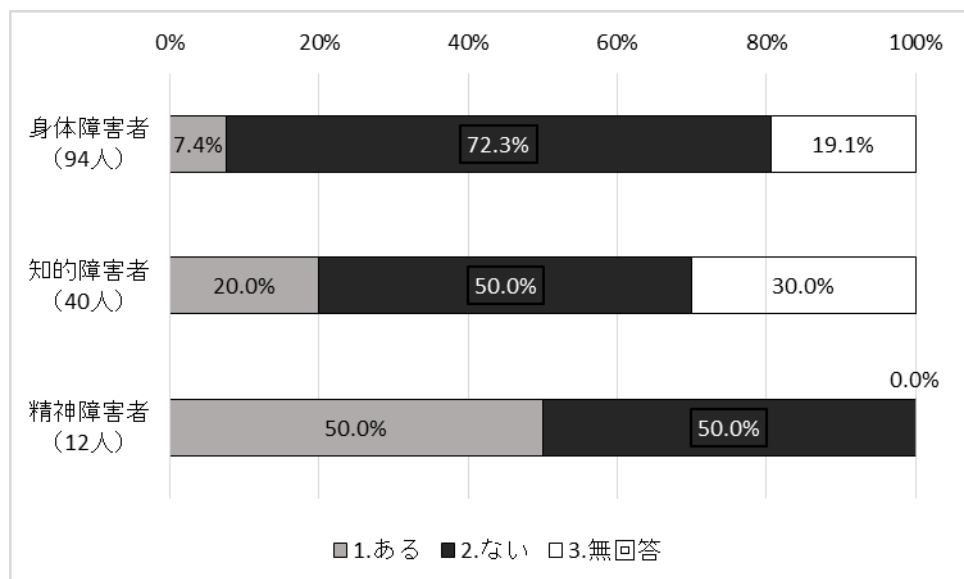
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成に努めます。

### ○スポーツや文化活動をしているか



資料：アンケート調査結果

### ○今後やってみたいスポーツや文化活動があるか



資料：アンケート調査結果

## (2) 生涯学習の推進

### 〈現状と課題〉

障がいのある人が生涯学習活動に参加することは、生活の質の向上や自己実現のために有意義であるとともに、市民の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

障がいのある、なしに関わらず利用しやすい施設にするとともに、講座の開催情報等の周知を図る必要があります。

本市では、生涯学習活動について障がいのある人を区別した募集はしていませんので、基本的に障がいのある人であっても参加することができます。しかしながら障がいのある人を対象とした各種の生涯学習講座、たとえば視覚障がい者に対するパソコン教室などは十分に開催されているとは言えない現状です。

### 〈具体的施策〉

#### 1. 施設・設備等の整備・改善

障がいのある人が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、生涯学習センターや図書館において障がいのある人に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、点字等による案内サービス等の充実に努めます。

#### 2. 生涯学習の各種事業への参加促進

市は、障がいのある人の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障がいのある人の参加を促進します。

#### 3. 成果発表の機会の提供

各種の福祉や文化イベント等の機会を捉え、障がいのある人の作成する文化作品等の発表機会の確保に努めます。

### (3) 障がい者団体の活性化

#### <現状と課題>

障がいのある人やその家族で組織された団体は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流に加え、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度やサービスの改革を要望し実現につなげたりする役割もあり、一層の活性化が求められます。

本市では、障がい者や障がい者団体のニーズを常に把握し、可能な限り障がいのある人のサービス提供に反映させる姿勢を保つことを心がけたいと考えています。今後も杵藤地区自立支援協議会での協議や障がい者総合相談窓口での相談を通じて、障がい者団体のニーズを把握したうえで、適切な支援を行い活性化に努めていく必要があります。

#### <具体的施策>

##### 1. 障がいのある人たちの団体の活性化と組織化

障がいのある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、精神障がいのある人たち及び家族の組織化と団体設立を支援します。

##### 2. 各団体の相互交流の促進

障がいのある人や家族の団体、障害者福祉施設相互の交流を促進し、連携の強化や情報共有により身近な障がい者福祉の充実を図ります。

### (4) 社会活動への参画の促進

#### <現状と課題>

障がい者一人ひとりが自分自身の経験や能力を活かして社会活動へ参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

本市では、特に障がい者に特化して社会活動に対する参画への対応はしていませんが、今後はよりいっそう障がいのあるなしに関わらず同じように社会活動に参画できる雰囲気作りや障がいのある人に対する啓発・登用を積極的に行っていく必要があります。

## 〈具体的施策〉

### 1. 市政への参画の促進

市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障がいのある人の参画を促進します。特に、政策検討の場である各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。

### 2. 障がいのある人への社会貢献活動の振興

障がいのある人が経験や能力を活かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障がいのある人自身が他の障がいのある人を支援する「ピアサポート」活動などを支援します。

---

## V 計画の推進

---

### 1 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、地域、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障がい及び障がいのある人に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

#### <具体的施策>

##### 1. 障がいのある人のニーズの把握・反映

障がいのある人への各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、必要に応じて障がいのある人との意見交換や意見聴取の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

##### 2. 地域社会の理解促進

社会福祉協議会等と連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

## 2 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

### <具体的施策>

#### 1. 庁内推進体制の整備

関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、本計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

#### 2. 地域ネットワークの強化

市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。さらに、各種団体からの参画を得て設置している地域自立支援協議会からの意見や提言に基づき、市の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がいのある人を支援する環境の改善に向け、協働で取り組みます。

---

## 資料編

---

### 1 アンケートからみる、障がい者施策の優先度評価

障がい者を対象としたアンケートにより、次頁に挙げる 21 項目の障がい者施策について、「重要度」及び「満足度」を 5 段階に分けて評価してもらいました。この結果をうけて、下記のように各項目の 5 段階評価に点数を与え、各項目の評価点として計算しました。

$$\begin{aligned} & \text{「極めて重要」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ & + \text{「重要」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ & + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ & + \text{「あまり重要でない」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ & + \text{「なくても影響はない」の回答者数} \times 1 \text{点} \\ \text{評価点（重要度）} = & \frac{\text{全体の回答者数} - \text{無回答者数}}{\end{aligned}$$

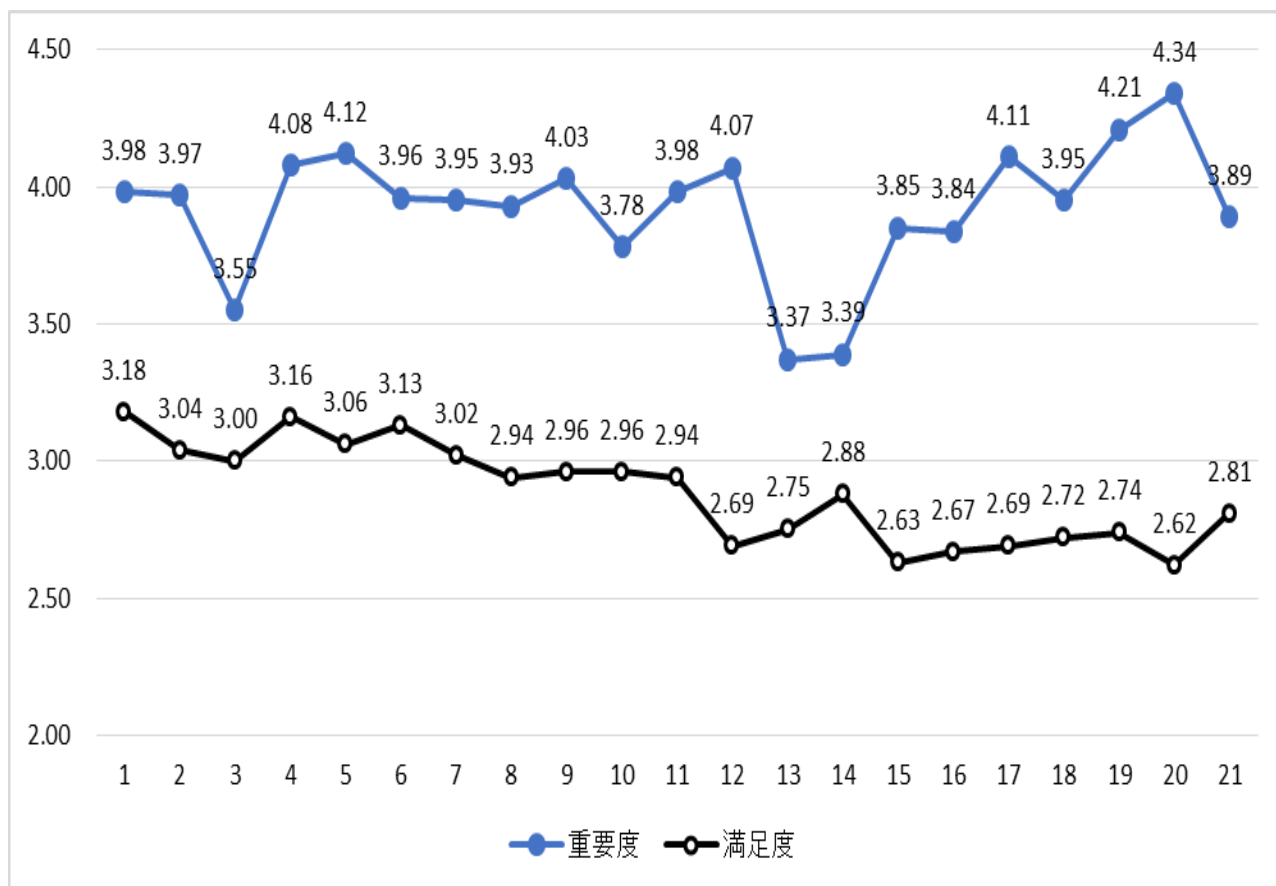
$$\begin{aligned} & \text{「満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ & + \text{「ほぼ満足している」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ & + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ & + \text{「あまり満足していない」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ & + \text{「満足していない」の回答者数} \times 1 \text{点} \\ \text{評価点（満足度）} = & \frac{\text{全体の回答者数} - \text{無回答者数}}{\end{aligned}$$

この算出方法によると、評価点は 1.0 点から 5.0 点の間に分布し、中間点の 3.0 点を境に 5.0 点に近くなるほど重要度、満足度が高くなり、1.0 点に近くなるほど満足度、重要度は低くなります。



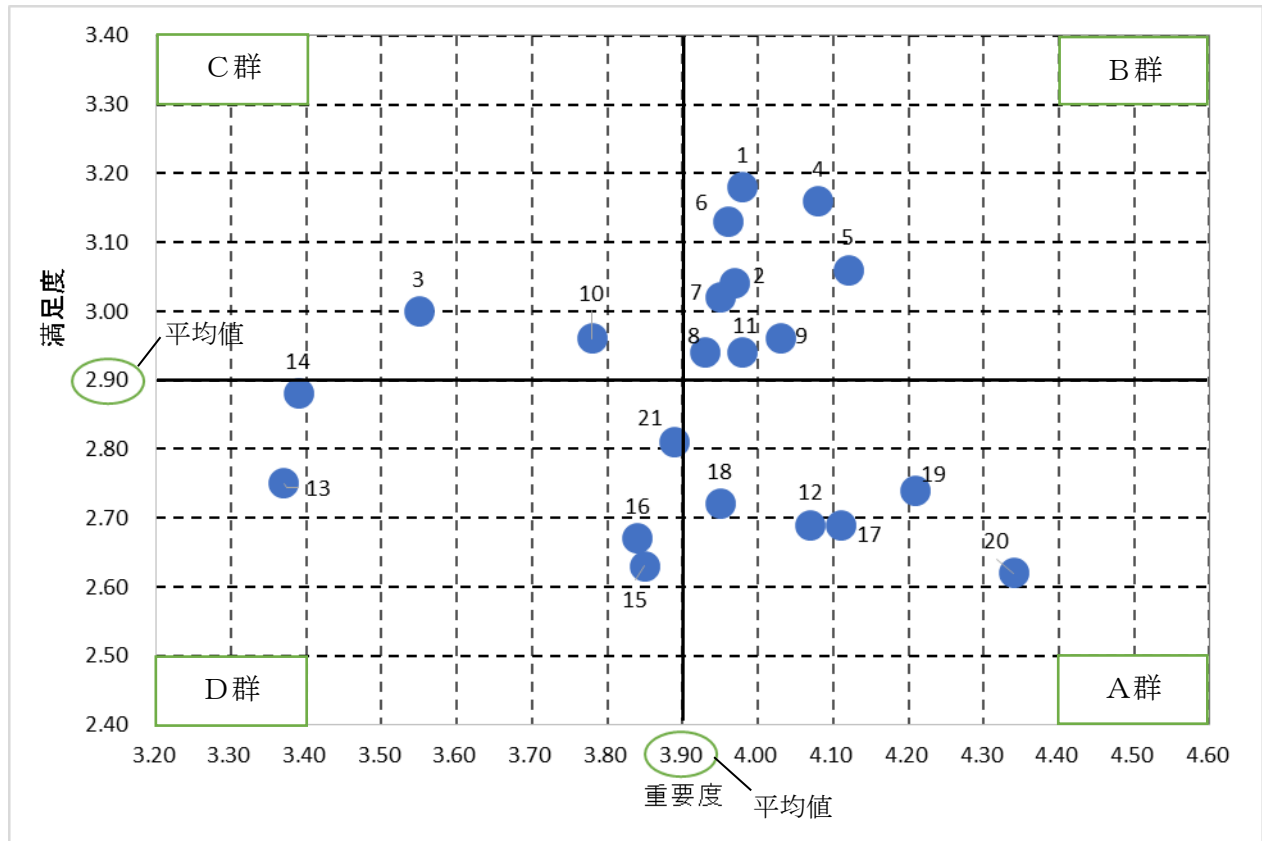
◎21 項目の障がい者施策

No.	障がい者施策	重要度	満足度
1	障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	3.98	3.18
2	各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実	3.97	3.04
3	ボランティア活動の推進・支援	3.55	3.00
4	福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	4.08	3.16
5	障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	4.12	3.06
6	ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	3.96	3.13
7	グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保	3.95	3.02
8	授産施設・福祉工場などの福祉的就労の場の充実	3.93	2.94
9	身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障がい者施設の充実	4.03	2.96
10	日常生活の支援や地域交流活動等を行う地域生活支援施設の充実	3.78	2.96
11	障がい児に対する教育・療育の充実	3.98	2.94
12	障がい者の雇用・就業の促進	4.07	2.69
13	パソコンやIT（情報通信技術）関連の講習会の充実	3.37	2.75
14	スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	3.39	2.88
15	障がい者の利用に配慮した公共住宅の供給	3.85	2.63
16	建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	3.84	2.67
17	自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実	4.11	2.69
18	防犯・防災対策の充実	3.95	2.72
19	病気にかかりやすいので医療費の軽減	4.21	2.74
20	年金などの所得保障の充実	4.34	2.62
21	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等による権利の保護、支援	3.89	2.81



- 全ての障がい者施策において、満足度を重要度が上まわっています。
- 重要度の点数が最も高いのは、「年金などの所得保障の充実（4.34点）」、次いで「病気にかかりやすいので医療費の軽減（4.21点）」となっています。
- 満足度が一番低いのは「年金などの所得保障の充実（2.62点）」となっています。

重要度と満足度との関係から障がい者施策の優先度を評価するために、重要度と満足度の2軸をとり、各項目を4つの群（A群、B群、C群、D群）に分類しました。今後における重点課題として位置付けられるのは、重要度が高く満足度が低いA群に属する項目となります。



A群	施策・サービスの重点課題項目
B群	重要度・満足度ともに高い項目
C群	現在の状況で満足度が高いが、重要度は低い項目
D群	重要度、満足度ともに低い項目

	施策項目	重要度	満足度
A 群	12 障がい者の雇用・就業の促進	4.07	2.69
	17 自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実	4.11	2.69
	18 防犯・防災対策の充実	3.95	2.72
	19 病気にかかりやすいので医療費の軽減	4.21	2.74
	20 年金などの所得保障の充実	4.34	2.62
B 群	1 障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	3.98	3.18
	2 各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実	3.97	3.04
	4 福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	4.08	3.16
	5 障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	4.12	3.06
	6 ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	3.96	3.13
	7 グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保	3.95	3.02
	8 就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実	3.93	2.94
	9 身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障がい者施設の充実	4.03	2.96
	11 障がい児に対する教育・療育の充実	3.98	2.94
C 群	3 ボランティア活動の推進・支援	3.55	3.00
	10 日常生活の支援や地域交流活動等を行う地域生活支援施設の充実	3.78	2.96
D 群	13 パソコンやIT（情報通信技術）関連の講習会の充実	3.37	2.75
	14 スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	3.39	2.88
	15 障がい者の利用に配慮した公共住宅の供給	3.85	2.63
	16 建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	3.84	2.67
	21 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等による権利の保護、支援	3.89	2.81

- 施策・サービスの重点課題項目（A群）として挙げられたのは、「障がい者の雇用・就業の促進」、「自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実」、「防犯・防災対策の充実」、「病気にかかりやすいので医療費の軽減」、「年金などの所得保障の充実」の5項目となっています。
- 重要度・満足度ともに高い項目（B群）として挙げられたのは、「障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」、「各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実」、「福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実」、「障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実」、「ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」、「グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保」、「就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実」、「身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障害者施設の充実」、「障がい児に対する教育・療育の充実」の9項目となっています。

## 2 用語集

### 【か】

#### ●公共職業安定所

職業安定法に基づいて設置される国の行政機関で、職業紹介・職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。厚生労働大臣が管轄。職安、職業安定所、ハローワークとも言われている。

#### ●ゲートキーパー

家族・近隣住民・教師・医師など、身近な方が悩んでいる人に気付き、声かけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人のことであり、自殺予防における「命の門番」を意味する。

#### ●合理的配慮

役所や事業所に対し、障がいのある人から何らかの助けを求められた場合に、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くよう対応すること。

### 【さ】

#### ●障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

#### ●ジョブコーチ（職場適応援助者）制度

障がいのある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障がいのある人が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

## ●身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいがある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により 1 級から 6 級に認定される。

## ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい)で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

## ●精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めたと者に交付する手帳。1 級から 3 級に区分される。

## ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障害者、精神障害者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

## 【た】

### ●知的障害者

知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

## ●特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## ●トライアル雇用

ハローワークが紹介する労働者を短期間（原則として3箇月）雇用し、その間に企業は能力や適性を把握し、労働者は仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。

## 【な】

### ●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

### ●日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### ●ノーマライゼーション〔normalization〕

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベンクト・ニリエにより提唱。

## 【は】

### ●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。



●バリアフリー〔barrier free〕

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●ピアサポート〔peer support〕

ピアとは「仲間」「対等」という意味で、同じような立場の人によるサポートや同じような課題に直面する人同士がたがいに支えあうこと。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【や】

●ユニバーサルデザイン〔universal design〕

障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

【ら】

●リハビリテーション〔rehabilitation〕

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障がいのある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

●療育

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援

護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

### 3 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

## 4 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 5 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の規定に基づく鹿島市障害者基本計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく鹿島市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させ、もって障害者福祉の充実に資するため、鹿島市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1)障害者計画等の策定に関する事項

(2)前号に定める事項のほか、障害者計画等の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)学識経験者

(2)障害者団体等の代表者

(3)障害者福祉に関する事業に従事する者

(4)就労・地域生活等にて障害者を支援する者

(5)関係行政機関の職員

(6)前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第5号)第2条第3項の規定に基づき定める額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

## 6 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿

選出区分	No	機関・団体	委員氏名	所属
経験者 学識	1	西九州大学短期大学部	鍋島 恵美子	西九州大学短期大学部 特任教授
障がい者団体等の代表者	2	鹿島市身体障害者福祉協会	馬場 順男	鹿島市身体障害者福祉協会 会長
	3	鹿島市肢体不自由児者父母の会	鈴山 千尋	鹿島市肢体不自由児者父母の会 会長
	4	鹿島市手をつなぐ育成会	渡辺 昌子	鹿島市手をつなぐ育成会 会計
	5	鹿島・藤津地区精神保健福祉連合会 鹿陽会	森田 由佐子	鹿島藤津地区精神保健福祉連合会 家族会会長
	障がい者福祉に関する 事業に従事する者	6	鹿島療育園	森田 剛
7		鹿島福祉作業所	中島 来	鹿島福祉作業所 施設長
8		医療法人財団友朋会	三根 知起	医療法人財団友朋会嬉野温泉病院 医療福祉課 課長 就労支援センター希望 管理者
9		鹿島市中心身障害児通園施設「すこやか教室」	村島 文枝	鹿島市中心身障害児通園施設 「すこやか教室」 児童発達支援管理責任者
障がい者を支援する者 就労・地域生活等にて	10	鹿島医会	稗田 義雄	鹿島医会 会長
	11	鹿島市社会福祉協議会	小野原 律子	鹿島市社会福祉協議会 主事
	12	鹿島市民生児童委員連絡協議会	木原 節子	七浦地区民生委員・児童委員協議会 会長
	13	障害者就業・生活支援センター	馬場 克久	社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター長
関係行政機関の 職員	14	鹿島公共職業安定所	大坪 美由紀	鹿島公共職業安定所 雇用指導官
	15	鹿島市市民部	有森 滋樹	鹿島市市民部部長

## 7 鹿島市障害者基本計画策定委員会開催経過

第1回策定委員会 平成30年10月29日(月)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎委員長・副委員長選出</li> <li>◎策定スケジュールについて</li> <li>◎鹿島市障害者基本計画(改訂版)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の現状、アンケートの調査結果</li> <li>・計画案説明(計画案前半)</li> <li>・質疑応答</li> </ul> </li> </ul>
第2回策定委員会 平成30年11月19日(月)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎鹿島市障害者基本計画(改訂版)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案説明(計画案後半)</li> <li>・質疑応答</li> </ul> </li> </ul>
鹿島市議会(全員協議会)への説明 平成30年12月20日(木)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎鹿島市障害者基本計画(改訂版)(素案)に係るパブリックコメント(意見公募)の実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)の概要説明</li> <li>・質疑応答</li> </ul> </li> </ul>
パブリックコメントの実施 平成31年1月7日～平成31年2月6日	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎鹿島市障害者基本計画(改訂版)(案)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)の公表</li> <li>・本計画に対するパブリックコメントの実施</li> </ul> </li> </ul>
第3回策定委員会 平成31年2月27日(水)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎鹿島市障害者基本計画(改訂版)の最終案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの意見による計画の修正事項の説明</li> <li>・質疑応答、意見交換</li> </ul> </li> </ul>





## 鹿島市民憲章（昭和54年4月1日制定）

鹿島市は、多良岳と有明海の自然の恵みによってはぐくまれた伝統ある城下町です。

わたくしたちは、「ふるさと鹿島」をより豊かな住みよい都市（まち）にするために、この市民憲章を定めます。

- 一、花と緑を愛し、伝統をいかして美しいまちにしましょう。
- 一、知識と教養を深め、清新な文化のまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりの心で、うるおいのあるまちにしましょう。
- 一、明るく元気に働き、活力のあるまちにしましょう。
- 一、秩序やきまりを守り、安全で快適なまちにしましょう。



# 鹿島市障害者基本計画(改訂版)

平成31年3月

<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3362.html>



---

編集・発行 鹿島市

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

TEL 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128

---